

堺市自殺対策推進計画（第3次） (案)

目次

第1章 策定にあたって	1
1. 策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 基本理念	2
第2章 堺市の現状と課題	3
1. 本市のこれまでの自殺対策について	3
2. 自殺統計の分析からみた堺市の現状	4
(1) 自殺者数（総数・男性・女性）と自殺死亡率の推移	4
(2) 年代別の自殺者の状況（年代別自殺者数の割合・年代別自殺者数の推移）	4
(3) 原因・動機別の状況	6
(4) 新型コロナウイルス感染症まん延後の自殺の状況	6
(5) 地域自殺実態プロファイルにおける本市の特徴	7
3. こころの健康といのちに関する意識調査からみた現状	8
(1) 市民意識調査の結果	8
4. 救急告示病院における自殺未遂者の実態調査からみた現状	28
(1) 救急告示病院の実態調査の結果	28
5. 今後取り組むべき課題	33
(1) ゲートキーパーの拡充の必要性	33
(2) 啓発活動および相談機関周知の必要性	33
(3) 自殺の要因になり得る問題に対応する関連施策との有機的な連携の必要性	33
(4) 高齢者および若者・女性への支援の充実	33
(5) 職場のメンタルヘルス対策の支援強化の必要性	34
(6) 自殺未遂者や家族等への対応の強化	34
(7) 自死遺族等への支援強化の必要性	34
(8) 依存症対策と連携した自殺予防の対策	34
第3章 自殺対策を推進するうえでの基本認識	35
1. 基本認識について	35
2. 生きることの促進要因と阻害要因について	35
第4章 計画の目標	37
第5章 基本方針および取組の推進	39
 基本方針 1 自殺問題に関する市民の理解の促進	39
(1) うつ病などのこころの病気や自殺問題に関する啓発の推進	39
(2) 自殺統計の分析と情報提供等の充実	40
 基本方針 2 自殺予防のための環境の充実	40

(1) 職域における取組体制の充実.....	40
(2) 学校における取組体制の充実.....	41
(3) 地域における取組体制の充実.....	41
基本方針 3 自殺の要因軽減のための支援体制の強化	41
(1) 人材の養成および支援者に対する支援	42
(2) 相談支援体制の充実.....	42
(3) 生活状況や心身の状態に応じた支援の強化	42
基本方針 4 自死遺族等および自殺未遂者等への支援強化	43
(1) 自死遺族等への支援	43
(2) 自殺未遂者等への支援	43
第6章 推進体制	44
1. 推進主体と連携	44
(1) 堺市自殺対策連絡懇話会	44
(2) 堺市自殺対策庁内連絡会	44
(3) 関係機関や民間団体との連携強化	44
2. 進捗管理	44
資料編.....	45
○用語集	46
○法律、計画等の概要	47
○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）	48
○堺市自殺対策連絡懇話会関係資料	51
○堺市自殺対策庁内連絡会（庁内部署一覧）	53
○策定経過	53

第1章 策定にあたって

1. 策定の背景と趣旨

わが国の自殺者数は、平成 10 年以降、年間 3 万人を超え、高い水準が続いている状況のもと、平成 18 年 10 月に「自殺対策基本法」を施行後、平成 19 年 6 月には「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げて自殺対策を推進してきました。その結果、平成 22 年以降の自殺者数は減少傾向に転じました。その後も、平成 24 年 8 月の「自殺総合対策大綱」の見直しでは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが明記されました。そして、平成 29 年 7 月の「自殺総合対策大綱」の見直しでは、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている」「地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する」という基本認識と、「生きることの包括的な支援として推進」「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開」「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」「実践と啓発を両輪として推進」「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」という基本方針が示され、自殺対策が一層強化されています。平成 27 年以降の自殺者数は 2 万人台を推移し減少傾向でしたが、令和 2 年はコロナ禍において増加に転じ、人口動態統計における自殺者数が令和元年から 818 人増加の 20,243 人（対前年比約 4.2% 増）と報告され、前年を上回ったのはリーマン・ショック後の平成 21 年以来となりました。

このような自殺をめぐる状況を踏まえ、本市では、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」等に則り、平成 21 年 3 月に「堺市自殺対策推進計画」（以下「第 1 次計画」という。）を策定し、平成 25 年 3 月に第 1 次計画を改定した「堺市自殺対策強化プラン」（以下「強化プラン」という。）を策定しました。その後、強化プラン終了にともない、平成 29 年 4 月に「堺市自殺対策推進計画（第 2 次）」（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、本市の自殺対策を推進してきました。

第 2 次計画は、令和 3 年度末をもって終了となります。本市の自殺者数は平成 19 年に過去最多となり、その後は減少傾向ではありますが、自殺者数や自殺死亡率は依然高水準で推移しています。このような状況を鑑み、第 2 次計画での取り組みの成果と課題、「自殺総合対策大綱」等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の非常事態による影響も考慮しながら、さらなる自殺対策の推進のために「堺市自殺対策推進計画（第 3 次）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」「市町村自殺対策計画策定の手引き」等の自殺対策関連計画の趣旨を踏まえながら、本市の自殺対策における課題を解決するための取組の基本的な方向性と、それに沿った具体的な施策を定めるものです。また、「堺市基本計画 2025」を上位計画とし、各事業計画である「健康さかい 21（第 2 次）」、「堺市依存症地域支援計画」等との整合性に留意し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を見据えながら、本計画を推進します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の 5 年間とします。

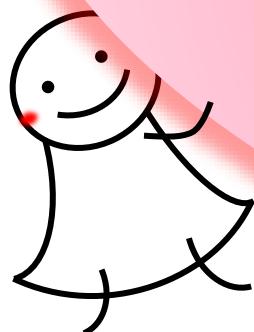
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
堺市自殺対策推進計画 (第 3 次)				計画期間	

4. 基本理念

地域での「気づき」「声かけ」「傾聴」「つなぎ」「見守り」の意識の醸成・向上を推し進めるため、以下の基本理念を掲げます。市民をはじめ、関係機関、団体、行政が一体となり、"ゲートキーパーを身近に感じる さかいし"を築くことで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざします。

【基本理念】

～安心してや、ひとりやないさかい～



さ
か
い
し

ささえよう
かけがえのない
いのちを守る
市民みんながゲートキーパー

○ゲートキーパーについて

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「門番」の直訳になります。様々な問題に悩み自殺に考えが及んでしまう時、誰にも相談できず孤立したり、一人で悩んでいたりします。こんな時に、身近な人のちょっとした関わりがとても助けになります。悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぐことができるよう、「市民みんながゲートキーパー」をめざし取り組んでいきます。ちょっとした関わりの輪が広がっていくことで、すべての人が孤立せず住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるようになります。



第2章 堺市の現状と課題

1. 本市のこれまでの自殺対策について

本市では、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」に基づき、平成19年度より学識経験者や有識者等から構成される「堺市自殺対策連絡懇話会」および府内横断的な連携の場となる「自殺対策府内連絡会」を設置し、全市的に自殺対策に取り組んできました。

自殺対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成21年3月には「堺市自殺対策推進計画」を策定しました。同年4月には自殺対策を専門とする「いのちの応援係」を設置し、自殺未遂者への直接的な相談支援（いのちの相談支援事業）を開始しています。同年11月には自殺未遂者の支援について市内の警察署との連携を開始し、平成23年11月には救急隊との連携を開始しました。

平成24年8月には、「自殺総合対策大綱」が見直され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、自殺対策がより一層強化されました。それらを受けて、平成25年1月には未遂者支援での警察との連携が、大阪府全域に広がりました。また、平成25年6月より、救急告示病院と連携を開始し、自殺未遂者の支援の充実を図っています。

平成25年3月に強化プラン、平成29年3月には第2次計画を策定し、「誰もが自らのいのちを大切にできるように、きめ細やかな見守りで支えあうまち」をめざすことを最終目標とし、不安や悩みを抱く市民一人ひとりに寄り添い、市民や関係機関・団体、行政などが連携・協働した相談や援助に取り組むプロセス（過程）を重視しながら、総合的に自殺対策に取り組んでいます。また、第2次計画では、取組のプロセスを評価するため、「ゲートキーパー養成研修（基礎編）受講者を1,000人（計画期間中の新規）にする」「こころの健康等に関する相談機関を全く知らない人の割合を減少させる」という目標を掲げています。

なお、平成29年4月には、精神保健課内に「地域自殺対策推進センター」を設置（令和2年4月からは「いのちの応援係」および「地域自殺対策推進センター」をこころの健康センターに移管）し、自殺対策を効率的かつ総合的に推進してきました。

本市では、ゲートキーパーの養成を平成23年から開始しており、第2次計画期間（平成29年4月～令和4年3月）のゲートキーパー養成研修（基礎編）の受講者は計〇〇人（現在785人※最終人数を追記）となっています。コロナ禍で研修中止を余儀なくされたことも影響し、目標には届いていない状況ですが、基礎編だけでなく関係機関や大学生などにもゲートキーパーの要素を取り入れた研修を実施し、第2次計画期間中の全受講者は〇〇人（現在1,706人※最終人数を追記）となっています。そして、平成29年からは基礎編を受講した市民を対象に「ステップアップ編」研修を実施し、計267人が受講しており、ゲートキーパーの取組が広がってきています。今後は、行政、市民、関係機関がそれぞれの役割に応じたゲートキーパーとして自殺予防に取り組むことできるよう、市民だけでなく市職員などさまざまな相談の窓口になり得る府内部署、関係機関などにもゲートキーパー研修を実施していくことが必要です。

また、もう一つの目標である相談機関の周知について、こころの健康等に関する相談機関を全く知らない人は、平成27年度の市民意識調査では30%でしたが、令和2年度の調査では、24.7%と5.3%減少しており、おおよその目標を達成しています。自殺の背景となるような問題に対して相談の機会を逃さないためにも、引き続き相談機関の認知度を上げていく取組が必要です。

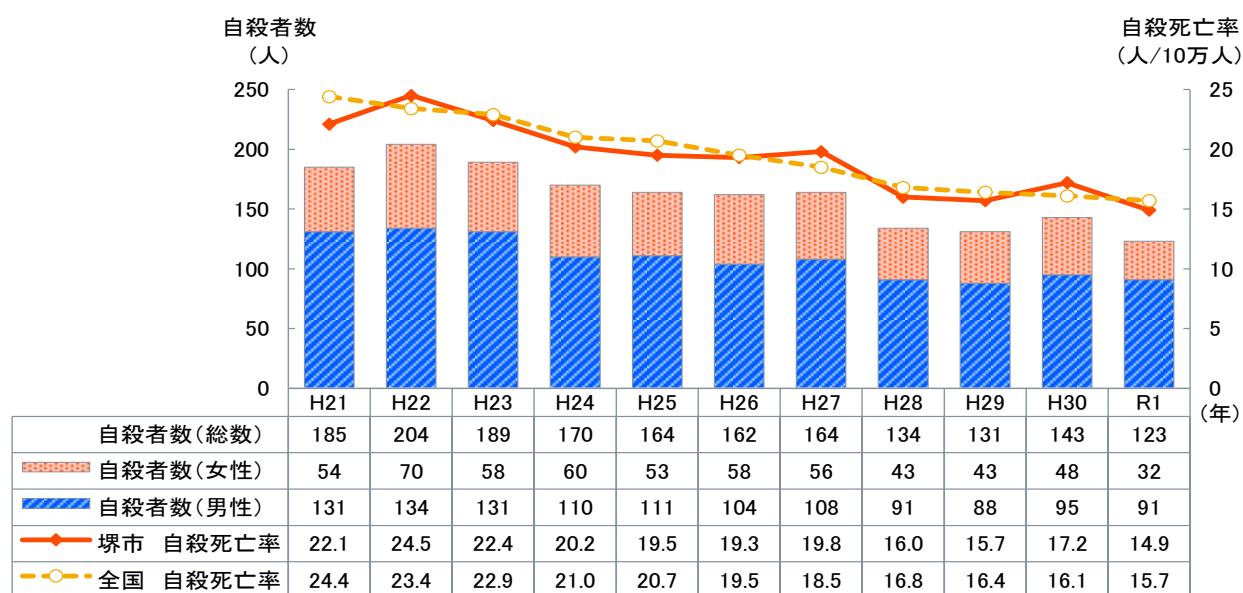
2. 自殺統計の分析からみた堺市の現状

(1) 自殺者数（総数・男性・女性）と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数と自殺死亡率（※）の推移をみると、年々少しづつ下がってきてはいるものの、ここ数年は下げ止まりの傾向にあります。令和2年は令和元年に比べてどの数値も高くなっています。

※自殺死亡率…・人口10万人あたりの自殺者数

図表1 堺市の自殺者数、自殺死亡率の推移 ※R2でたら差し替え

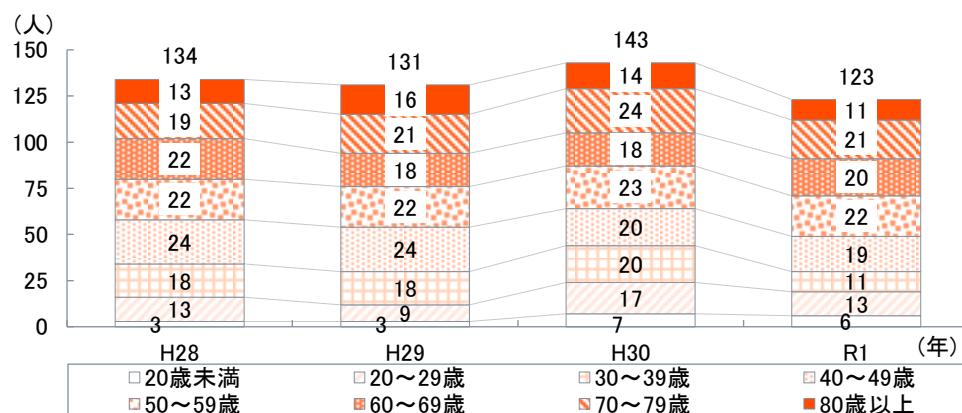


(出所) 厚生労働省「人口動態調査」

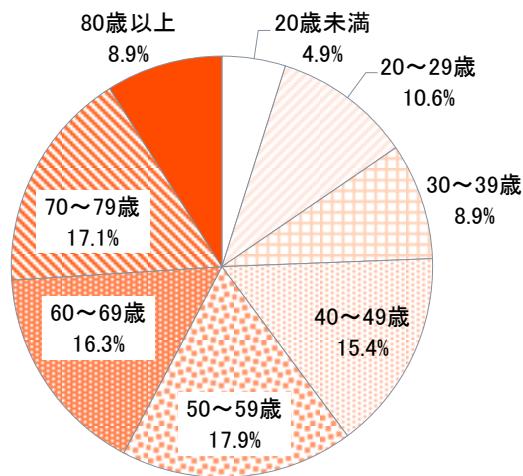
(2) 年代別の自殺者の状況（年代別自殺者数の割合・年代別自殺者数の推移）

自殺者数の推移をみると、「20歳未満」を除いて、どの年代も令和元年から令和2年で増えています。その背景には、新型コロナウイルス感染症拡大による、経済的な問題や社会生活の変化が影響していると推察されます。年代別の自殺者数の割合をみると、60歳以上が42.3%を占めています。また、39歳までの若者の自殺に関しても、令和元年では全体の25%となっており、全国的にも平成30年度では自殺が若者（15歳未満除く）の死因の第1位となっています。

図表2 堺市年代別自殺者数の推移 ※R2でたら差し替え



図表 3 堺市年代別自殺者数の割合（令和元年）※R2 でたら差し替え



(出所) 厚生労働省「人口動態調査」

図表 4 死因順位別にみた年齢階級・性別死亡数・死亡率・構成割合（平成 30 年）

年齢階級	第 1 位				第 2 位				第 3 位			
	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)
10~14歳	悪性新生物	114	2.1	24.6	自 殺	99	1.9	21.4	不慮の事故	65	1.2	14.0
15~19歳	自 殺	503	8.7	44.0	不慮の事故	239	4.1	20.9	悪性新生物	111	1.9	9.7
20~24歳	自 殺	1,045	17.5	52.1	不慮の事故	314	5.3	15.7	悪性新生物	160	2.7	8.0
25~29歳	自 殺	1,059	18.0	47.8	不慮の事故	257	4.4	11.6	悪性新生物	240	4.1	10.8
30~34歳	自 殺	1,235	18.5	39.7	悪性新生物	533	8.0	17.1	不慮の事故	304	4.5	9.8
35~39歳	自 殺	1,288	17.2	27.9	悪性新生物	1,086	14.5	23.6	心 疾 患	420	5.6	9.1
40~44歳	悪性新生物	2,517	28.2	30.2	自 殺	1,574	17.6	18.9	心 疾 患	911	10.2	10.9
45~49歳	悪性新生物	4,698	49.4	33.6	自 殺	1,816	19.1	13.0	心 疾 患	1,719	18.1	12.3
50~54歳	悪性新生物	7,383	89.7	37.9	心 疾 患	2,436	29.6	12.5	自 殺	1,854	22.5	9.5
55~59歳	悪性新生物	11,693	154.8	42.7	心 疾 患	3,348	44.3	12.2	脳血管疾患	2,008	26.6	7.3
60~64歳	悪性新生物	20,146	267.8	46.5	心 疾 患	5,328	70.8	12.3	脳血管疾患	2,958	39.3	6.8

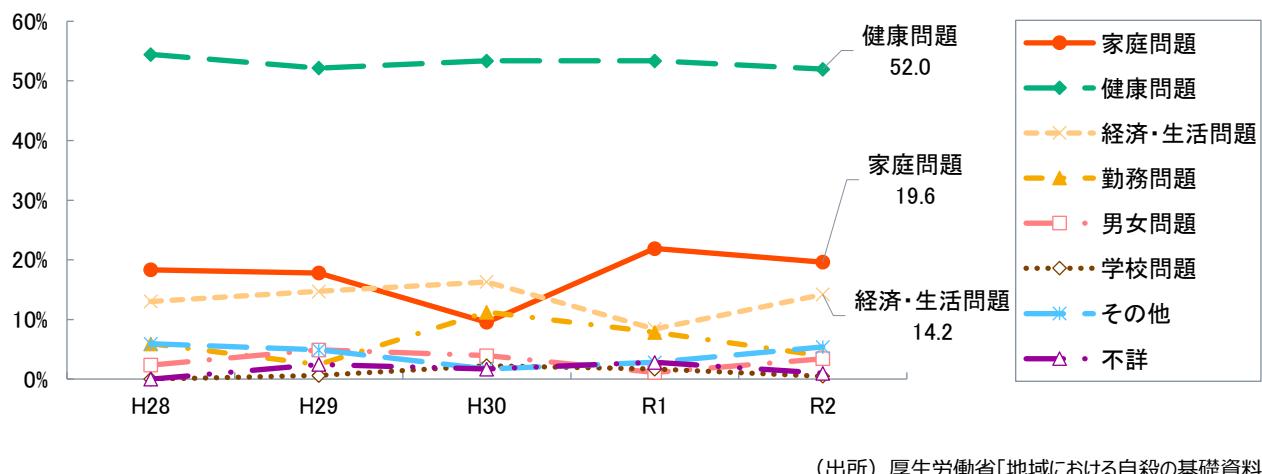
※構成割合とは、それぞれの年齢階級別死亡数を 100 とした場合の割合のこと。

(出所) 令和 2 年度版自殺対策白書（厚生労働省「人口動態統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成）

(3) 原因・動機別の状況

自殺の原因・動機別の状況をみると、「健康問題」が一番多くなっています。次いで、「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。

図表 5 堺市原因・動機別の推移



(出所) 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 新型コロナウイルス感染症蔓延後の自殺の状況

新型コロナウイルス感染症蔓延後の自殺の状況について、いのち支える自殺対策推進センターの調査結果によると、全国的に、若者や女性（特に女子中高生）の自殺が増加しているとの報告があります。

その背景として、芸能人の自殺の過熱報道、失業や休業等による収入減、自粛生活におけるストレスや不安の増大・孤立、テレワーク、休校等による家庭問題（DV、虐待など）の顕在化などの要因が挙げられています。

※国（JSCP）の最終レポートが出たら、必要時データを挿入

(5) 地域自殺実態プロファイルにおける本市の特徴

いのち支える自殺対策推進センターでは、2017年より厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」に基づき、すべての都道府県および市町村の自殺の実態を分析した「自殺実態プロファイル」を作成しています。地域自殺実態プロファイルは、その年から過去5年間のデータをもとに分析し、自治体ごとに重点的に取り組むべき区分（年代、性別、勤務状況など）を示しています。

2020年の地域自殺実態プロファイルによると、本市の重点的に取り組むべき区分として上位に「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が示されています。

図表6 地域（堺市）の自殺の特徴（厚生労働省 特別集計より）

地域の主な自殺者の特徴（2015～2019年合計）【公表可能】				<特別集計（自殺日・住居地）>
自殺者の特性上位5区分	自殺者数* (5年計)	割合	自殺死亡率** (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路***
1位：男性 60歳以上無職同居	104	16.7%	34.5	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位：男性 40～59歳有職同居	63	10.1%	15.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：女性 60歳以上無職同居	58	9.3%	12.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：女性 60歳以上無職独居	41	6.6%	25.4	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位：男性 60歳以上無職独居	40	6.4%	64.4	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

* 大阪府堺市（住居地）の2015～2019年の自殺者数は合計621人（男性405人、女性216人）であった（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より集計）。

** 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、平成27年国勢調査を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したもの。

*** 「背景にある主な自殺の危機経路」は「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの

（出所）警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

○「人口動態統計」とは

日本人のみを対象に集計したものであり、死亡した時点で自殺に計上されます。自殺、他殺、事故死のいずれか不明な時は、自殺以外で処理し、死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合は自殺に計上されません。国の自殺総合対策大綱において、人口動態統計による自殺死亡率の数値目標を設定していることから、本計画でも日本人のみを対象とした自殺者数および自殺死亡率の推移の確認には、人口動態統計を使用しています。

○「地域における自殺の基礎資料」とは

警察庁の「自殺統計」をもとに、厚生労働省自殺対策推進室により、全国・都道府県別・市町村別の自殺者について再集計したものが、地域における自殺の基礎資料です。

警察庁の自殺統計は日本人および日本における外国人を対象に集計したものであり、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、自殺に計上されます。

集計項目には、原因や動機別、職業別、同居人の有無等の情報の記載があり、地域における自殺の基礎資料をもとに当計画の自殺の分析にも使用しています。

3. こころの健康といのちに関する意識調査からみた現状

【市民意識調査の概要】

調査名：「こころの健康といのちに関する意識調査」

（「お酒、くすり、ギャンブル等、インターネット・ゲームに関する意識行動調査」（※1）と同対象者に同時実施）

期間：令和2年11月1日～令和2年11月23日

対象：15歳以上の市民5,000人（居住区・性別・年齢層別に無作為抽出）

調査方法：郵送による配布・回収

回収状況：配布数5,000通のうち回収数2,234通（有効回答率44.7%）（※2）

※1 「堺市依存症地域支援計画」策定の基礎資料とするため実施した調査

※2 調査報告書作成以後、精査により回収数、有効回答率の修正あり

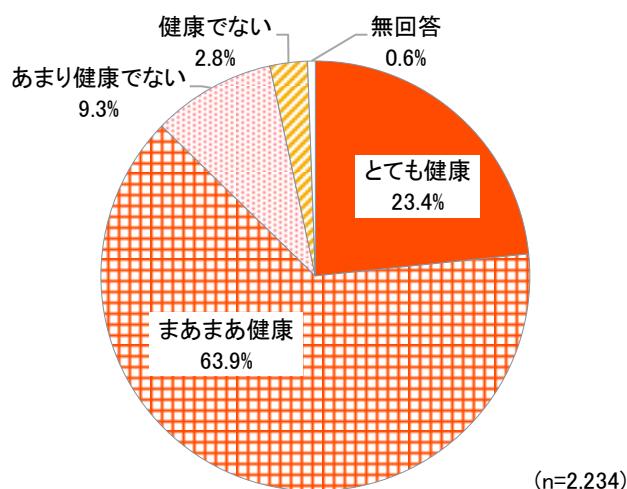
（1）市民意識調査の結果

① 健康状態およびストレスの程度

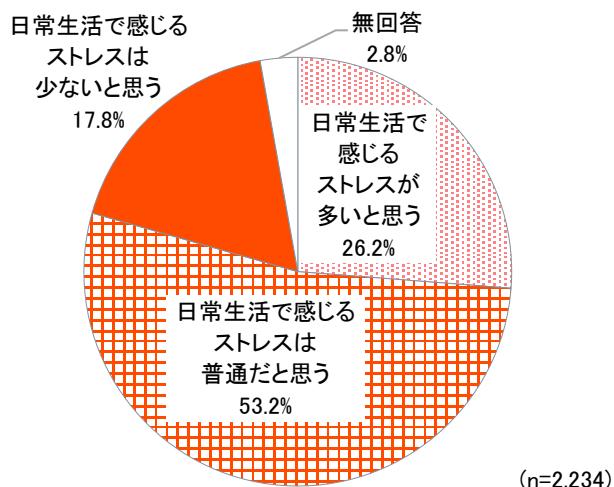
現在の健康状態については、「とても健康」「まあまあ健康」が大半（87.3%）で、「あまり健康でない」「健康でない」は1割強（12.1%）となっています。

日常生活で感じるストレスについては、およそ4人に1人（26.2%）が「ストレスが多い」と感じています。一方、ストレスチェックによる「高ストレス者」は1割弱（8%）となっています。

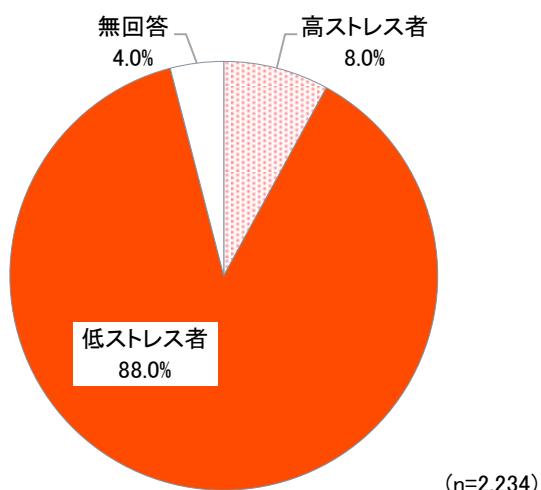
図表 7 健康状態



図表 8 日常生活で感じるストレスの程度



図表 9 高ストレス者の割合



※高ストレス者は、市民意識調査の問 18において、厚生労働省版ストレスチェック【職業性ストレス簡易調査票（57項目）】の領域B】の29項目を使用し、その結果をもとに判定しています。

領域Bは、29問の項目から成り立っており、「ほとんどあった（1点）」「ときどきあった（2点）」「しばしばあった（3点）」「ほとんどいつもあった（4点）」の順に点数をそれぞれつけていく、その合計点数が77点以上であれば高ストレス者に該当することになります。なお、問1から問3に関しては、点数が低いほどストレスが高いと評価される設問になっているので、これらは点数を逆転させて計算する必要があります。

（参考：厚生労働省版ストレス実施プログラムのホームページより）

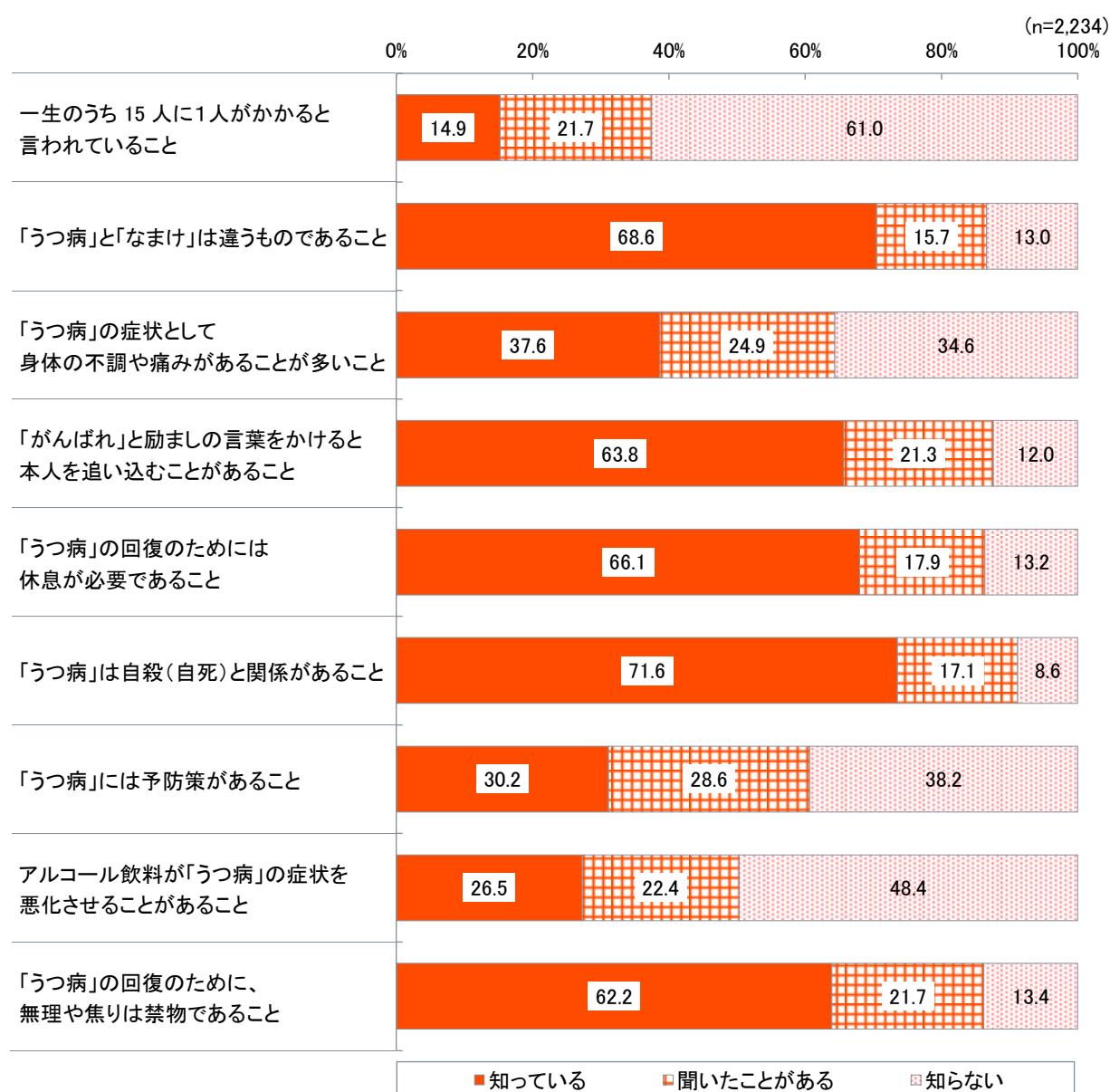
②「うつ病」についての認知度や医療機関等への受診状況

1) 「うつ病」についての認知度

「うつ病」についての認知度として、「『うつ病』と『なまけ』は違うものであること」「『がんばれ』と励ましの言葉をかけると本人を追い込むことがあること」「『うつ病』の回復のために休息が必要であること」「『うつ病』は自殺（自死）と関係があること」「『うつ病』の回復のために、無理や焦りは禁物であること」は大半の人が「知っている」または「聞いたことがある」としています。

一方で、「一生のうち 15 人に 1 人がかかると言われていること」や「アルコール飲料が『うつ病』の症状を悪化させることがあること」は半数前後が「知らない」としています。

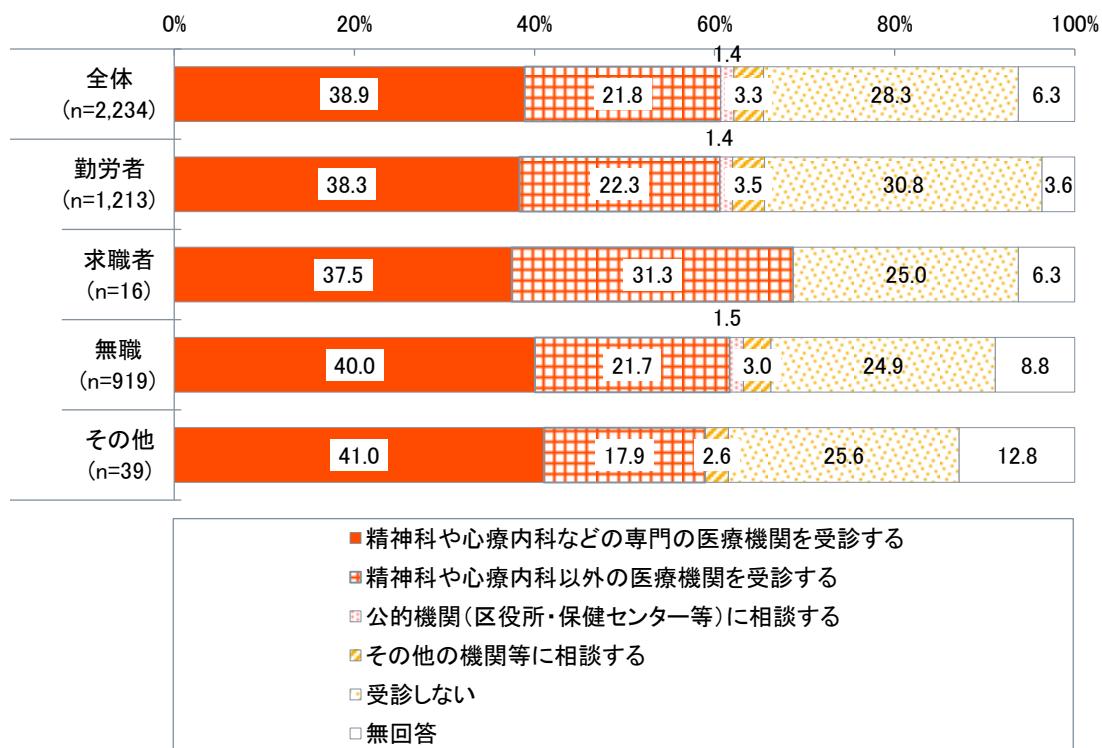
図表 10 「うつ病」についての認知度



2) 「うつ病」の初期症状が2週間以上続いた場合の医療機関受診および相談利用意向

就労状況別に「うつ病」の初期症状が2週間以上続いた場合の医療機関受診および相談利用意向をみると、勤労者は求職者や無職に比べて「受診しない」割合がやや高くなっています。

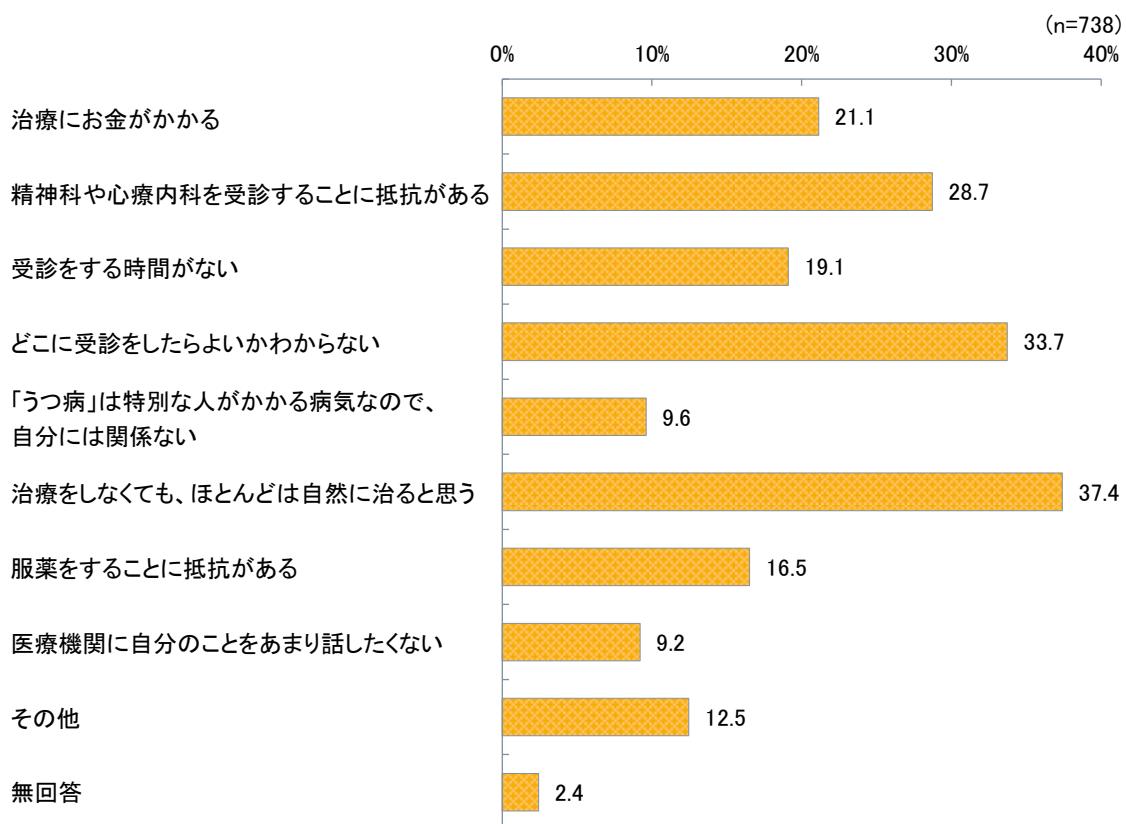
図表 11 就労状況別にみた「うつ病」の初期症状が2週間以上続いた場合の
医療機関受診および相談利用意向



3) 医療機関を受診しない理由

「うつ病」の初期症状が2週間以上続いても「医療機関を受診しない」理由として、「治療をしなくても、ほとんどは自然に治ると思う」が37.4%と最も高く、次いで、「どこに受診をしたらよいかわからない」33.7%、「精神科や心療内科を受診することに抵抗がある」28.7%となっています。

図表 12 医療機関を受診しない理由



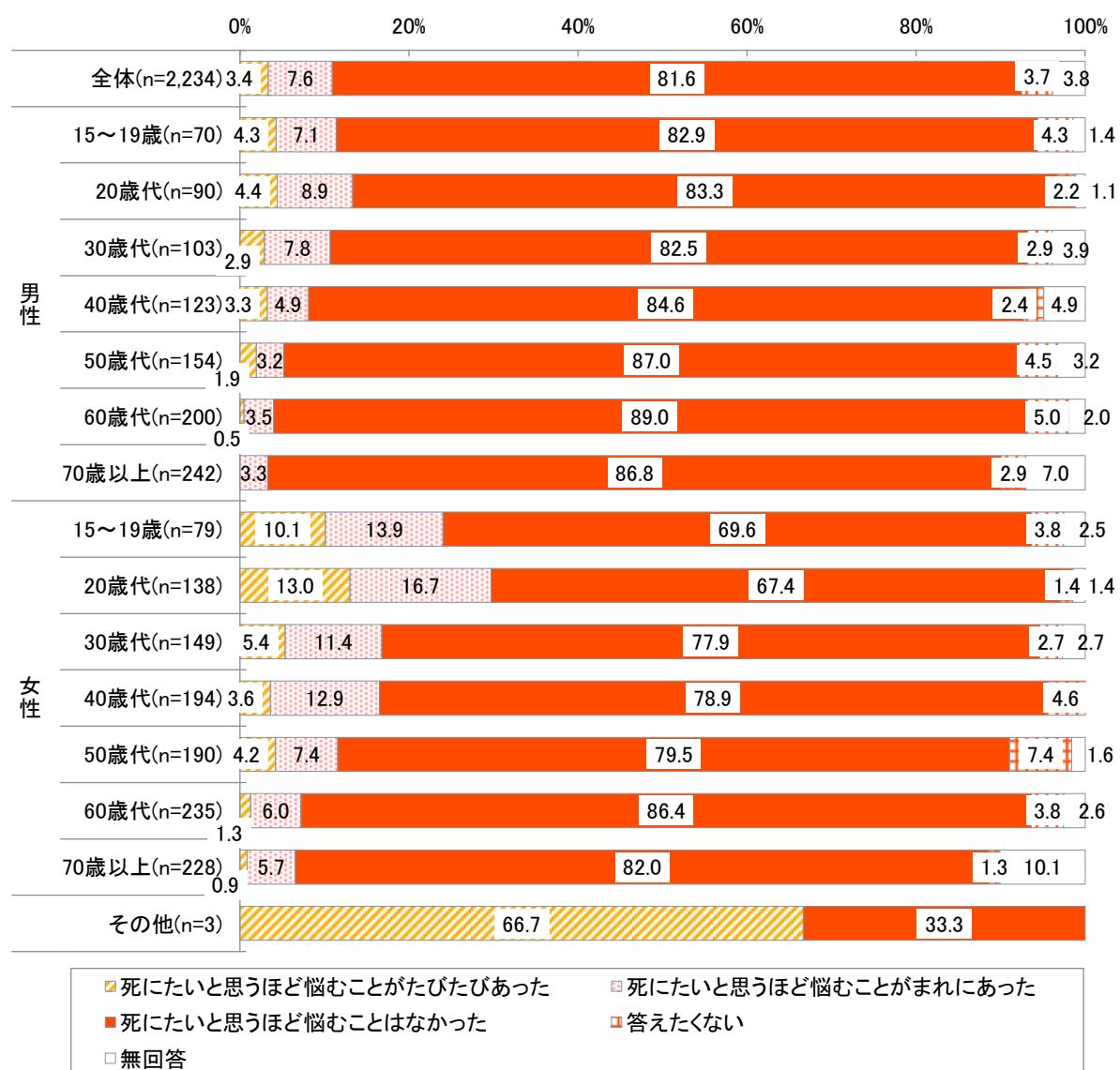
③「死にたい」と思うほど悩んだ経験について

1) 性・年齢別の割合

最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無について、性・年齢別にみると、悩んだことがあった人（「たびたびあった」と「まれにあった」の合計）では、男性女性ともに「20歳代」が最も高く、次いで「15歳～19歳」「30歳代」となっています。年齢が低いほど高く、男性よりも女性が高い傾向となっています。

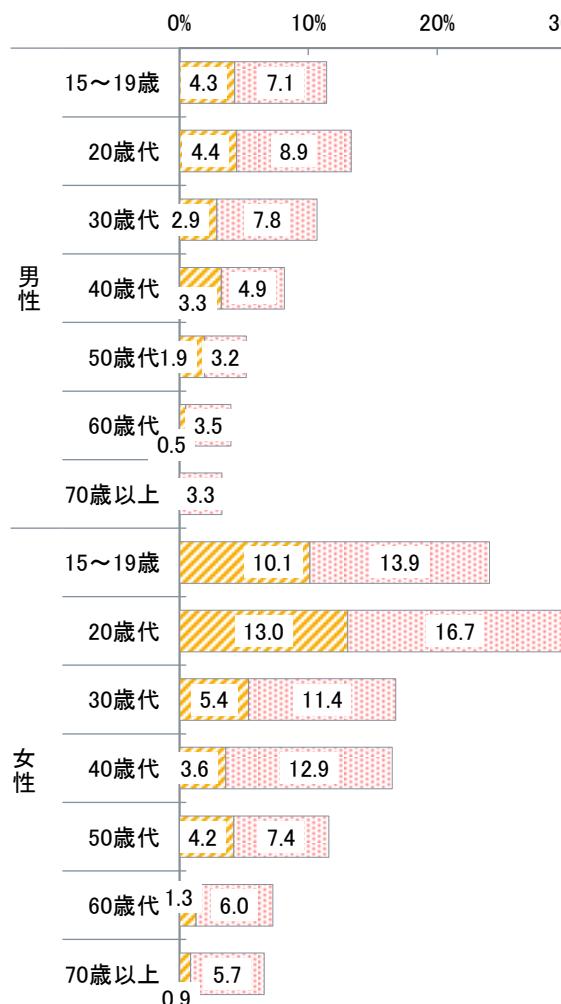
前回調査と比較すると、20歳代女性で悩みを抱えている頻度が高くなっています。また、15歳～19歳も同様の結果がみられました。

図表 13 性・年齢別にみた最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無

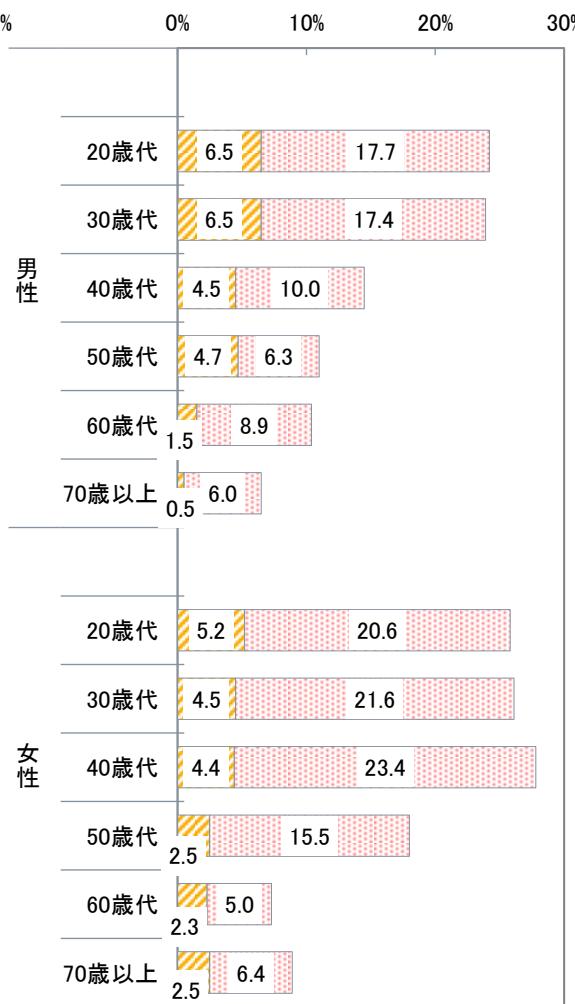


<参考：前回調査との比較>

<今回調査>最近1年間で「死にたい」と
思うほど悩んだことの有無



<前回調査>最近1年間でいなくなってしまいたいと思うほど悩んだことの有無



□たびたびあった ■まれにあった

□たびたびあった ■まれにあった

※前回調査では20歳以上に調査を実施

※前回調査の設問は、「いなくなってしまいたい」と思うほど悩みとなっている。

2) 悩みの原因

最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだ原因について、性・年齢別の特徴をみると、10歳代女性では「学校問題」、40歳代男性では「勤務問題」、40歳代、60歳代女性と50歳代男性では「家庭問題」、60歳代男性では「経済生活問題」「健康問題」、70歳以上女性では「健康問題」が他に比べて高くなっています。

図表 14 性・年齢別にみた「死にたい」と思うほど悩んだ原因（「死にたい」と思うほど悩んだことがある人のみ）

	調査数 (人)	虐待、DV、家族の死等 子育て、家庭問題 (家族の介護等) の悩み等)	健康問題 (身体の病気の悩み、 こころの病気の悩み、 身体障害等)	経済生活問題 (倒産、事業不振、 負債、失業、就職失敗、 セクシアルハラスメント等)	勤務問題 (職場環境の変化、 時間労働、パワー・ハラスメント等)	言等)	男女問題 (失恋、結婚をめぐる 悩み、交際相手からの暴力・暴 言等)	入試・進路に関する悩み等) 生徒同士や教師との人間関係、 学校問題(いじめ、学業不振、 その他	無回答 (%)	
全体	244	40.6	34.0	20.9	25.0		5.7	9.4	10.2	7.0
男性	15~19歳	8	25.0	50.0	12.5	12.5	0.0	37.5	0.0	12.5
	20歳代	12	8.3	25.0	25.0	41.7	33.3	8.3	16.7	8.3
	30歳代	11	45.5	9.1	27.3	27.3	0.0	0.0	0.0	9.1
	40歳代	10	10.0	20.0	30.0	60.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	50歳代	8	62.5	37.5	12.5	37.5	0.0	12.5	0.0	12.5
	60歳代	8	50.0	62.5	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	70歳以上	8	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5
女性	15~19歳	19	42.1	26.3	10.5	5.3	5.3	52.6	10.5	10.5
	20歳代	41	34.1	29.3	22.0	31.7	7.3	7.3	19.5	9.8
	30歳代	25	40.0	44.0	12.0	24.0	8.0	4.0	12.0	0.0
	40歳代	32	65.6	28.1	28.1	25.0	6.3	3.1	15.6	0.0
	50歳代	22	50.0	36.4	13.6	18.2	0.0	0.0	9.1	0.0
	60歳代	17	64.7	35.3	5.9	23.5	0.0	0.0	11.8	0.0
	70歳以上	15	13.3	66.7	6.7	6.7	0.0	0.0	0.0	20.0
	その他	2	50.0	50.0	50.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0

3) 悩んだときの相談相手

悩んだときの相談相手（「死にたい」と思うほど悩んだことがある人のみ）についてみると、いずれの年代も「相談しなかった」の割合が最も高くなっています。また、10歳代・20歳代女性では、「見ず知らずの人」に相談する人がいました。

相談しなかった理由について、全体では、「死にたいと話すことに抵抗感があったから」や「相談することで相手に迷惑をかけてしまうと思ったから」といった相談することへの抵抗感を示す割合が高くなっています。また、「相談してもその場限りの対応をされるだけだから」や「以前相談したときに余計つらくなることを言わされたから」を挙げている人もおり、相談に対する期待感の低さや、相談したにも関わらず、支援につながることができなかつた経験がある人がいることもうかがえます。

性・年齢別の特徴をみると、20歳代女性で「死にたい」と話すことに抵抗感があったから」、70歳以上男性で「相談できる相手がいなかったから」が他に比べて高くなっています。

相談している人では、家族や友人といった身近な人への相談が他に比べて高くなっています。

図表 15 性・年齢別にみた悩んだときの相談相手（「死にたい」と思うほど悩んだことがある人のみ）

(%)

		調査数 (人)	家族	親戚 関係	近所 の 人	友人	同僚 職場 の 上 司	など ・ 公 的 機 関 (区 役 所)	医療 機 関	によ る 相 談 な ど ・ イ ン タ ー ネ ッ ト ・ 電 話 や 相 談 な ど ・ 見 ず 知 ら ず の 人 (S N S)	その 他	相 談 し な か つ た	無 回答	
全体		244	18.0	2.9	0.8	18.0	3.3	1.2	7.0	1.2	2.5	2.9	57.8	0.8
男性	15～19歳	8	25.0	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	37.5	0.0
	20歳代	12	8.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	30歳代	11	27.3	0.0	0.0	9.1	0.0	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0	54.5	0.0
	40歳代	10	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	70.0	0.0
	50歳代	8	12.5	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
	60歳代	8	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
	70歳以上	8	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	12.5
女性	15～19歳	19	15.8	5.3	0.0	36.8	5.3	0.0	0.0	0.0	10.5	10.5	52.6	0.0
	20歳代	41	12.2	0.0	0.0	26.8	2.4	0.0	4.9	2.4	7.3	4.9	56.1	0.0
	30歳代	25	32.0	4.0	0.0	24.0	0.0	0.0	8.0	0.0	0.0	0.0	44.0	0.0
	40歳代	32	15.6	0.0	0.0	18.8	0.0	0.0	9.4	0.0	0.0	3.1	62.5	0.0
	50歳代	22	13.6	4.5	4.5	22.7	4.5	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	59.1	0.0
	60歳代	17	35.3	5.9	0.0	5.9	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	52.9	0.0
	70歳以上	15	13.3	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3	0.0	0.0	0.0	66.7	6.7
その他		2	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0

図表 16 性・年齢別にみた悩んだときに相談しなかった理由（相談しなかった人のみ）

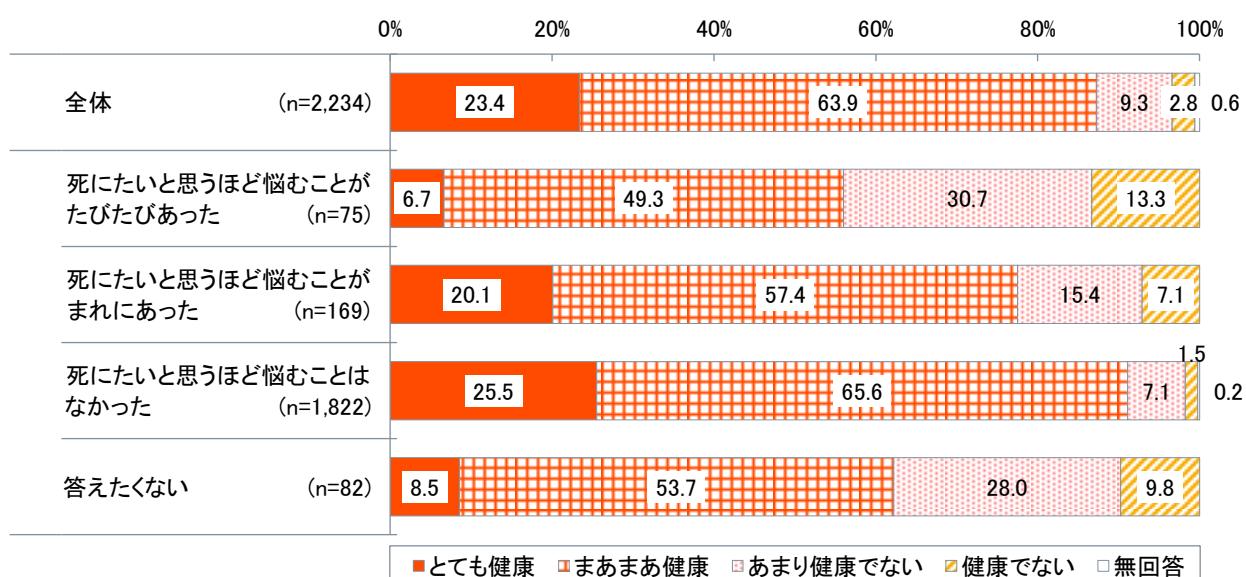
		(%)													
		調査数 (人)	相手に迷惑をかけられることで相談する相手からできると思つた問題を解決から	あつすた死にたい」と相談できると相談から	は機関に「死にたい」と相談できたりなかつたから	い相談できる相手が	その場限りの対応を	相談して余計つらくなることに	から	頭に浮かばなかつたから	相談する選択肢がたから	はすかしかつたから	相談する必要がなかつたから	その他	無回答
	全体	141	28.4	21.3	36.2	2.1	21.3	25.5	2.8	7.8	5.0	19.9	10.6	0.7	
男性	15～19 歳	3	33.3	66.7	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	20 歳代	6	16.7	33.3	50.0	16.7	50.0	33.3	0.0	16.7	16.7	33.3	16.7	0.0	
	30 歳代	6	33.3	33.3	50.0	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0	50.0	0.0	0.0	
	40 歳代	7	42.9	0.0	28.6	0.0	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	
	50 歳代	6	16.7	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	50.0	0.0	0.0	
	60 歳代	6	0.0	0.0	0.0	16.7	50.0	50.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
	70 歳以上	6	0.0	16.7	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
女性	15～19 歳	10	10.0	30.0	30.0	0.0	0.0	20.0	10.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	
	20 歳代	23	39.1	13.0	60.9	0.0	17.4	39.1	8.7	4.3	13.0	21.7	17.4	0.0	
	30 歳代	11	45.5	18.2	27.3	0.0	18.2	36.4	0.0	0.0	9.1	9.1	27.3	0.0	
	40 歳代	20	20.0	30.0	35.0	5.0	15.0	10.0	0.0	10.0	5.0	30.0	0.0	0.0	
	50 歳代	13	53.8	38.5	23.1	0.0	30.8	23.1	0.0	0.0	7.7	7.7	15.4	0.0	
	60 歳代	9	44.4	11.1	44.4	0.0	11.1	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	0.0	
	70 歳以上	10	20.0	30.0	30.0	0.0	10.0	20.0	0.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0	
	その他	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	

④ 死にたいほどの悩みと健康・睡眠状態の関係

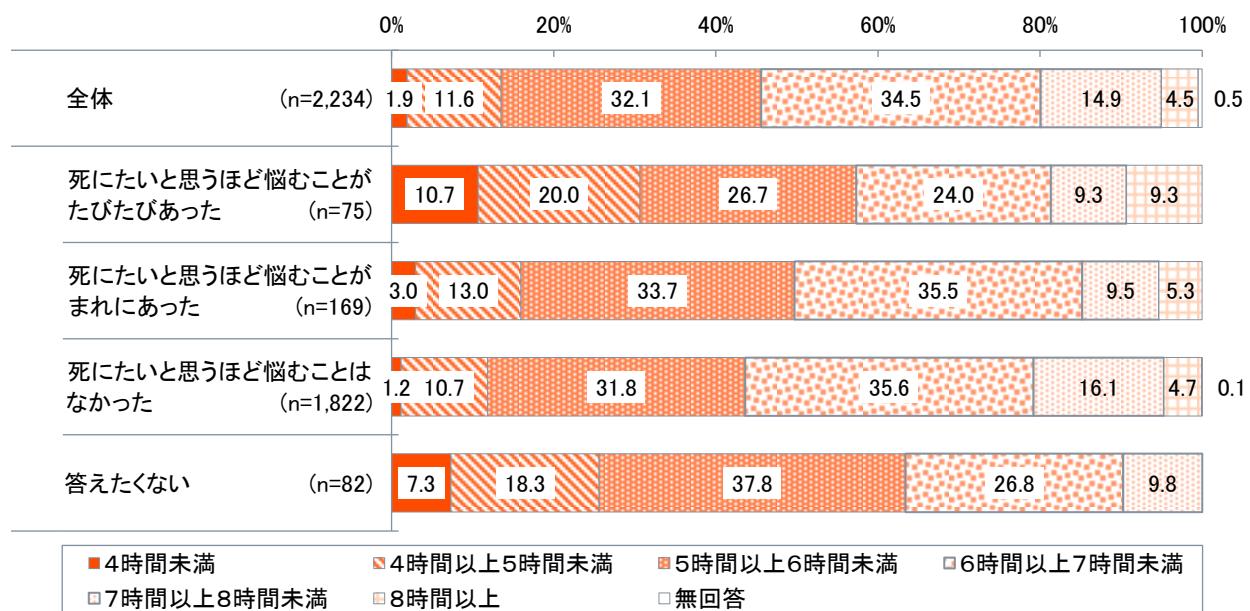
「健康状態」について、最近 1 年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみると、「たびたびあった」人のほうが「なかった」人に比べて「健康」（「とても健康」と「まあまあ健康」の合計）の割合が低くなっています。

「最近 1 か月間の平均睡眠時間」については、悩んだことが「たびたびあった」人はその他の人に比べて、「4 時間未満」、「4 時間以上 5 時間未満」の割合が高くなっています。

図表 17 最近 1 年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた健康状態



図表 18 最近 1 年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた最近 1 か月間の平均睡眠時間

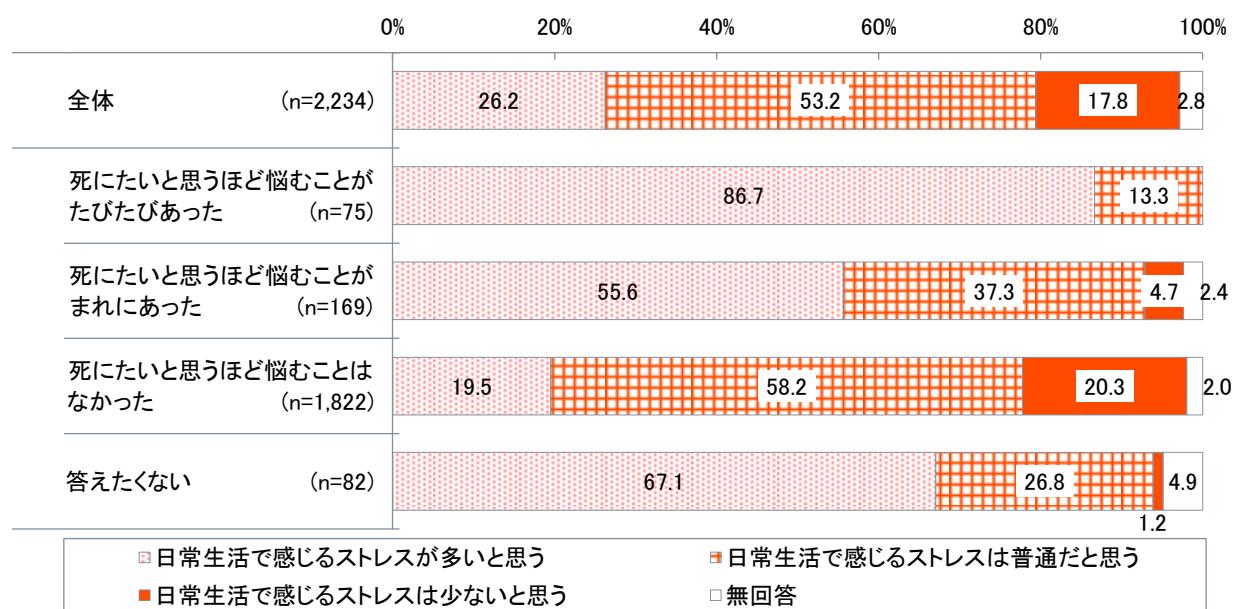


⑤ 死にたいほどの悩みとストレスの関係

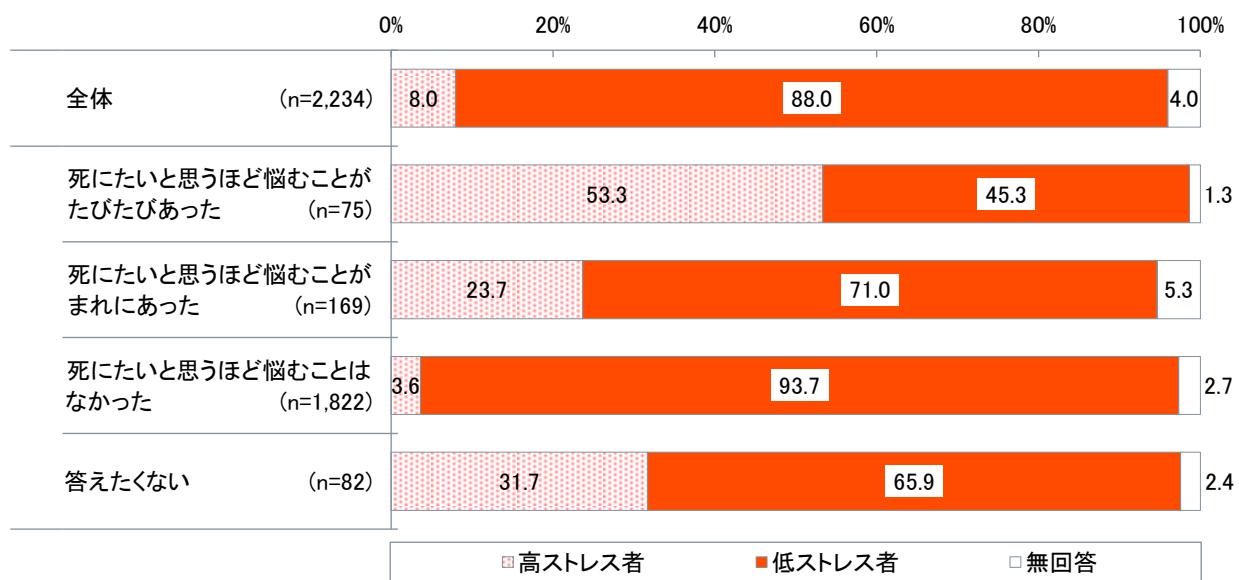
「日常生活で感じるストレス」について、最近 1 年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみると、悩んだことが「たびたびあった」人のほうが「まれにあった」「なかった」人に比べてストレスが「多いと思う」割合が高くなっています。

「高ストレス者」について、最近 1 年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみると、悩んだことが「たびたびあった」人のほうが「まれにあった」「なかった」人に比べて、「高ストレス者」の割合が非常に高くなっています。

図表 19 最近 1 年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた日常生活で感じるストレス



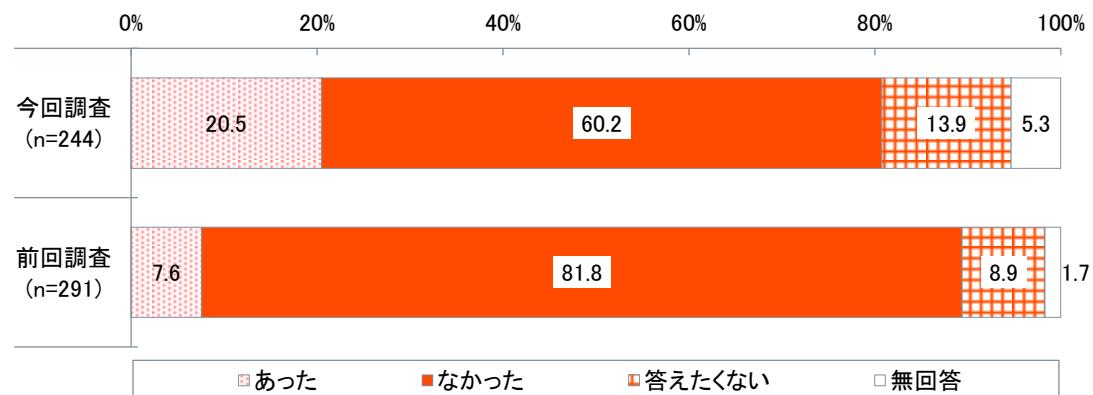
図表 20 最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた高ストレス者の割合



⑥「死にたい」ほどの悩みと自殺念慮・企図※の有無

最近1年以内の自殺念慮・企図（「死にたい」と思うほど悩んだことがある人のみ）についてみると、「あった」と回答した人の割合は前回調査よりも高くなっています。

図表 21 最近1年以内の自殺念慮・企図の有無（前回調査との比較）



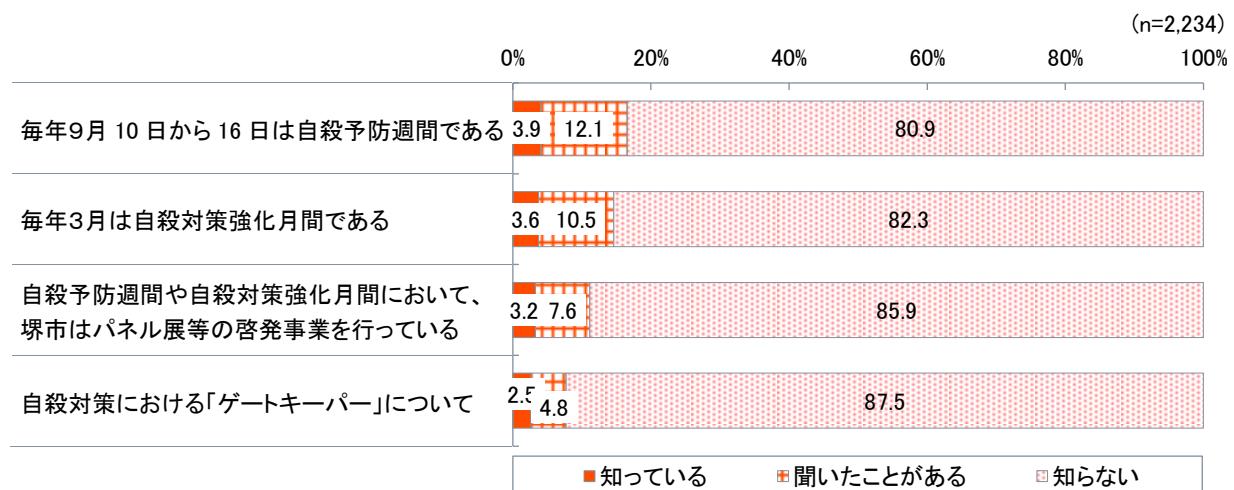
※実際に死のうと思ったことや、行動に移そうとしたこと。

⑦ 自殺に関する対策・相談窓口の認知度

1) 自殺対策の認知度

自殺対策の認知について、どの対策においても「知らない」の割合がほとんどを占めています。

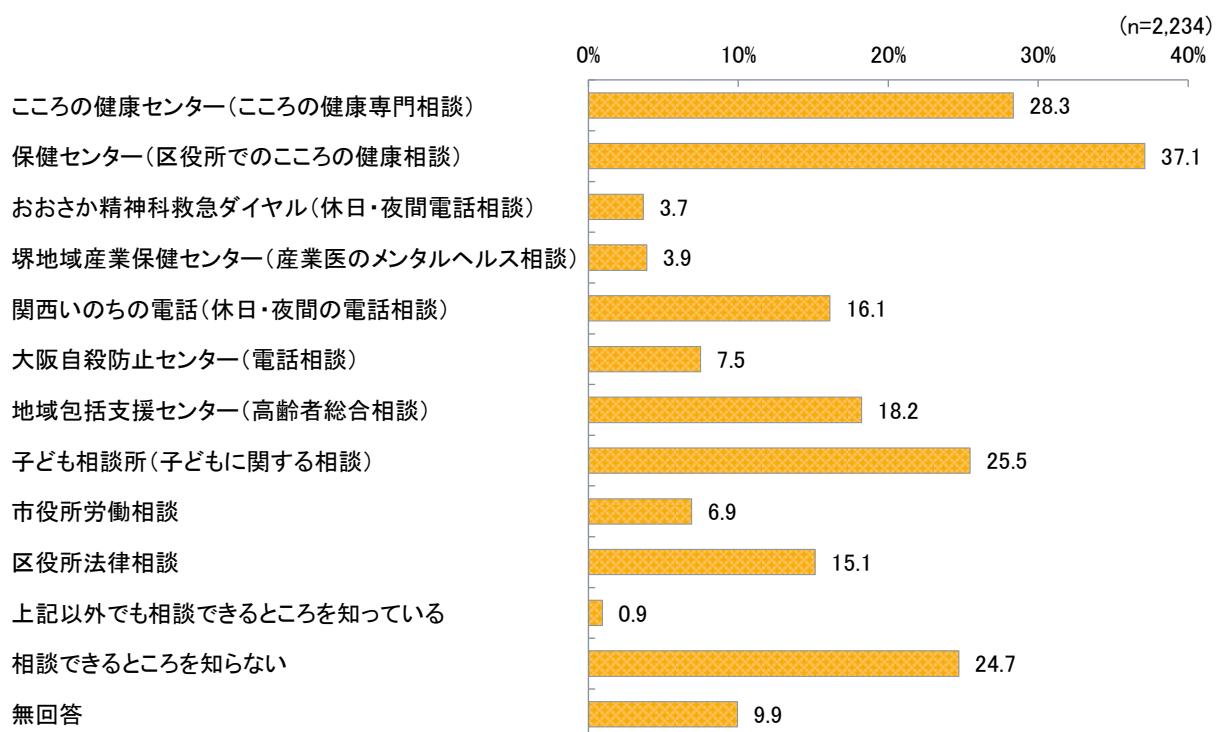
図表 22 自殺（自死）対策の認知度



2) 相談機関の認知度

相談機関の認知度についてみると、「保健センター（区役所でのこころの健康相談）」が最も高く 37.1%、次いで「こころの健康センター（こころの健康専門相談）」(28.3%)、「子ども相談所（子どもに関する相談）」(25.5%) などとなっています。

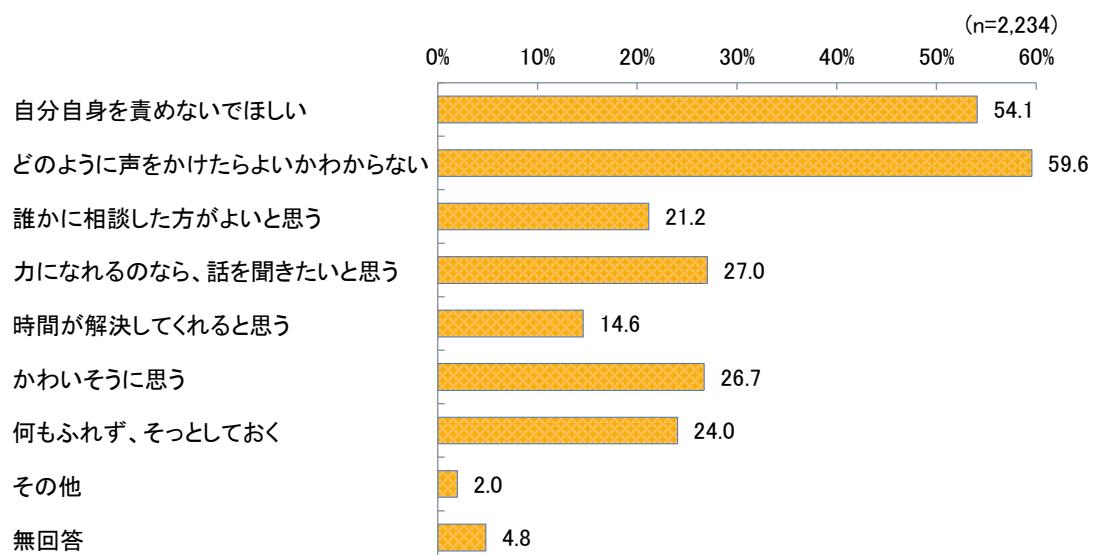
図表 23 相談機関の認知度



⑧自死遺族の専門相談機関および自死遺族の集いの認知度

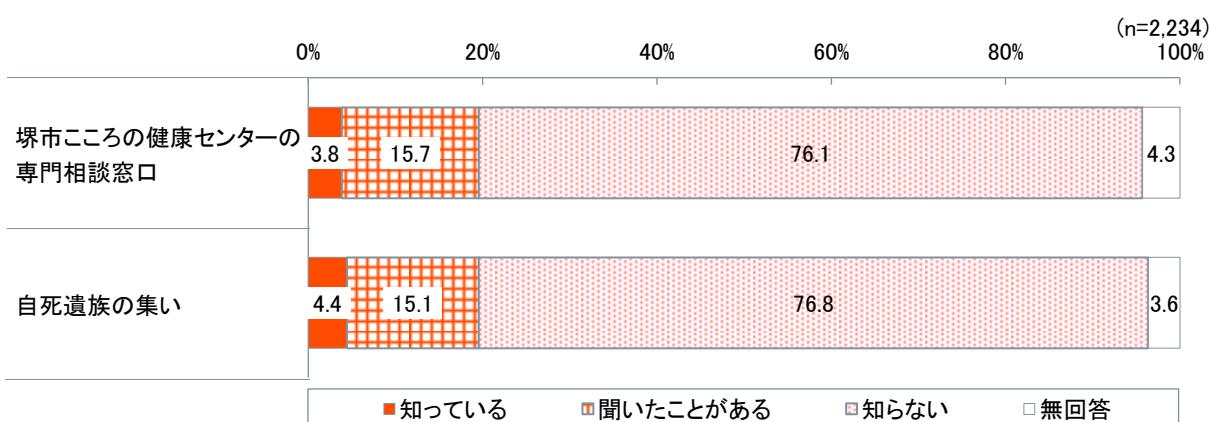
自死遺族等に対する考え方みると、「どのように声をかけたらよいかわからない」が最も高く 59.6%、次いで「自分自身を責めないでほしい」(54.1%) となっています。

図表 24 自死遺族等に対する考え方



「自死遺族等の専門相談窓口」、「自死遺族の集い」の認知度は、いずれも「知っている」は 3 ~ 4 %、「聞いたことがある」は 15 ~ 16 % となっています。

図表 25 「自死遺族の専門相談窓口」および「自死遺族の集い」の認知度



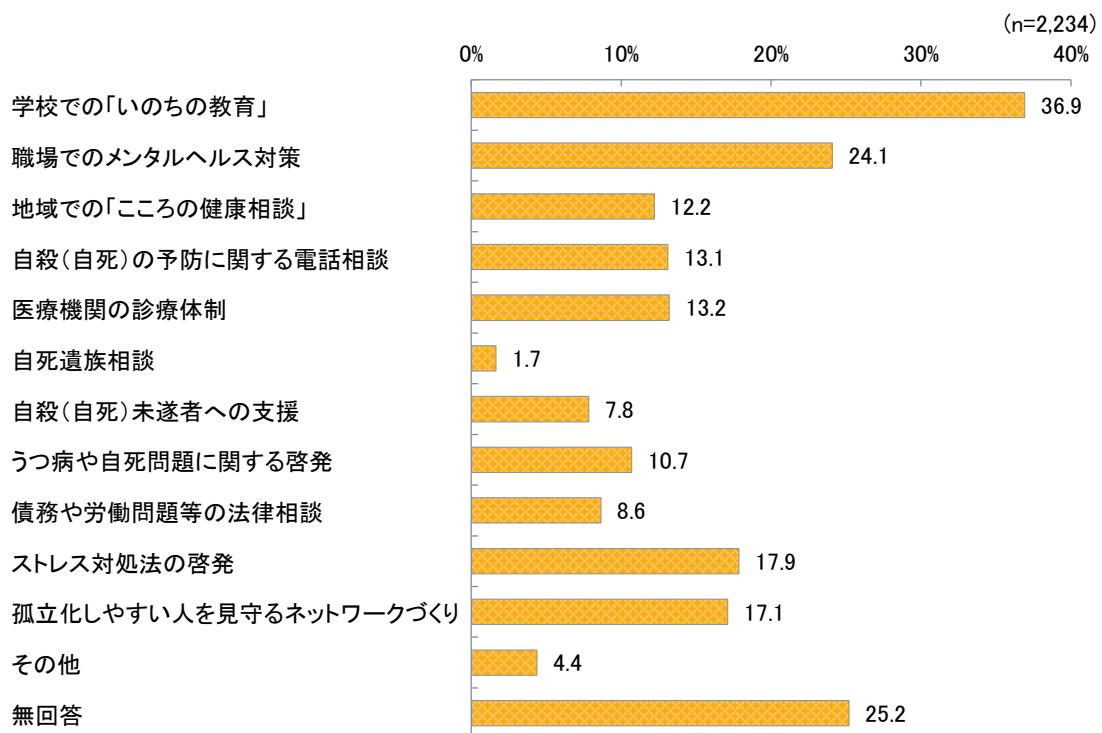
○自死について

法律用語・医学用語として使用される「自殺」という言葉は、亡くなられた方や遺族の尊厳を傷つけることがあると指摘する意見もあります。自殺は「追い込まれた末の死である」という認識から、特に遺族支援の分野では「自死」という言葉を用いています。

⑨ 自殺（自死）を防ぐために必要な対策

自殺（自死）を防ぐために必要な対策をみると、「学校での「いのちの教育」」が最も高く36.9%、「無回答」を除くと、次いで「職場でのメンタルヘルス対策」（24.1%）、「ストレス対処法の啓発」（17.9%）などとなってています。

図表 26 自殺（自死）を防ぐために必要な対策（3つまで）



⑩ 自殺と依存の関係性について

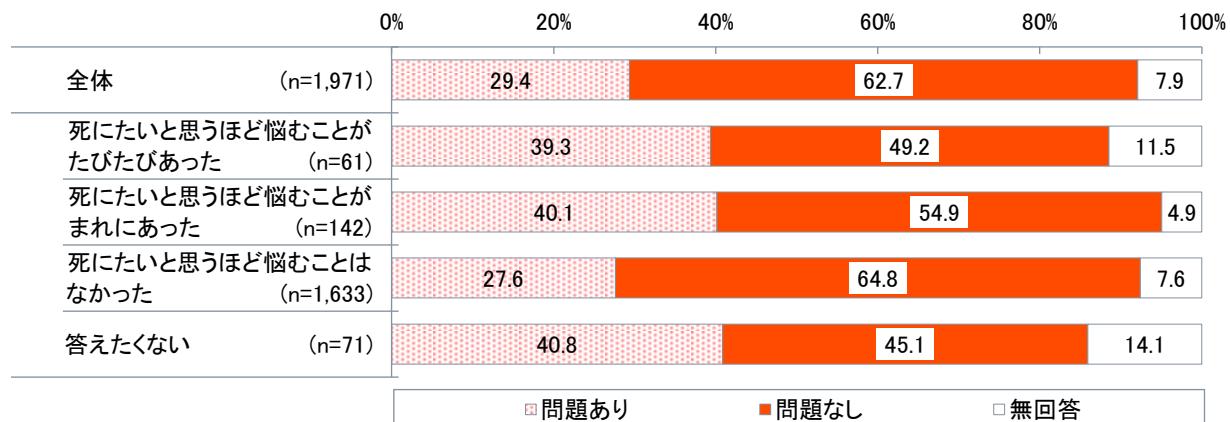
「こころの健康といのちに関する意識調査」の項目と同対象者に実施した「お酒、くすり、ギャンブル等、インターネット・ゲームに関する意識行動調査」の項目との関連性がみられたものは以下のとおりとなっています。

1) 「死にたい」と思うほどの悩みと依存の関係

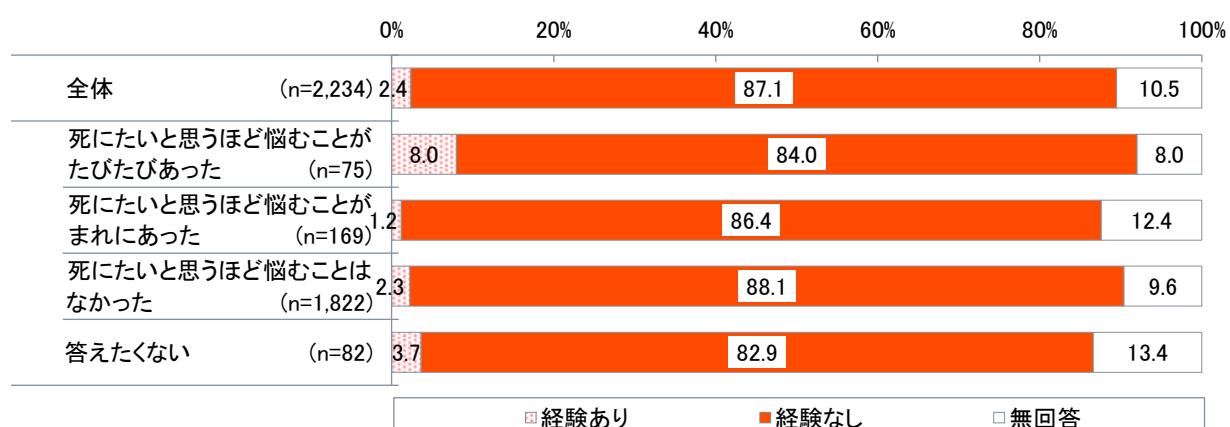
最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別に、アルコール、薬物、ゲームの問題の状況をみると、飲酒により生じた問題、ゲームによって生じた問題について、死にたいと思うほど悩んだことが「たびたびあった」人、「まれにあった」人では、「なかった人」に比べて、「問題あり」の割合が高くなっています。

また、生涯での薬物使用経験、市販薬・処方薬の大量服用・目的外使用、エナジードリンク・カフェイン製剤の使用経験について、死にたいと思うほど悩んだことが「たびたびあった」人のほうが「まれにあった」「なかった」人に比べて、使用経験がある割合が高くなっています。

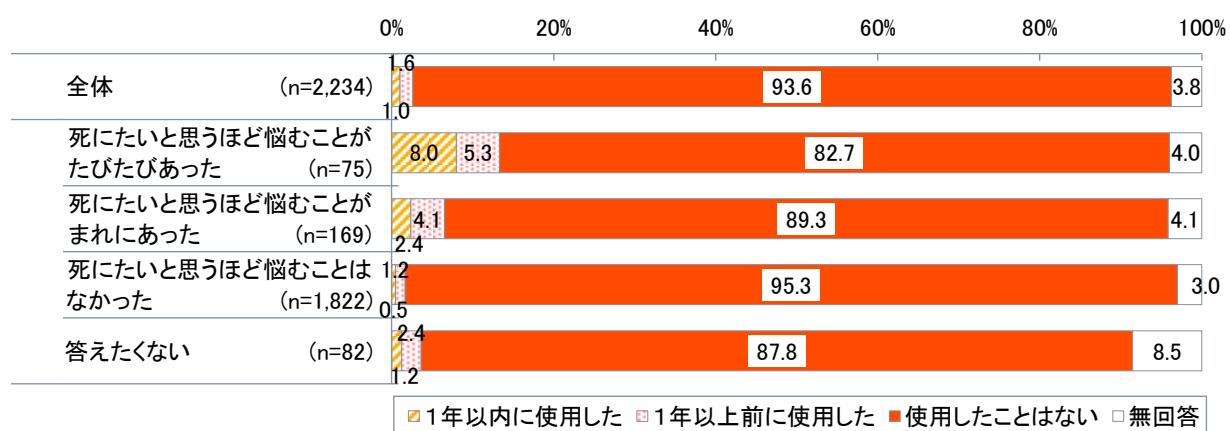
図表 27 最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた
飲酒により生じた問題の有無



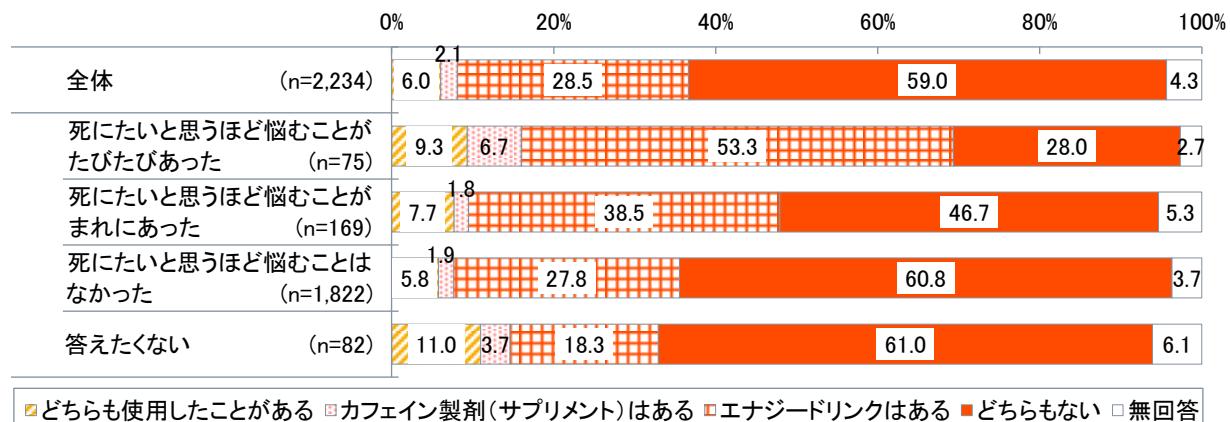
図表 28 最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた生涯での薬物使用経験の有無



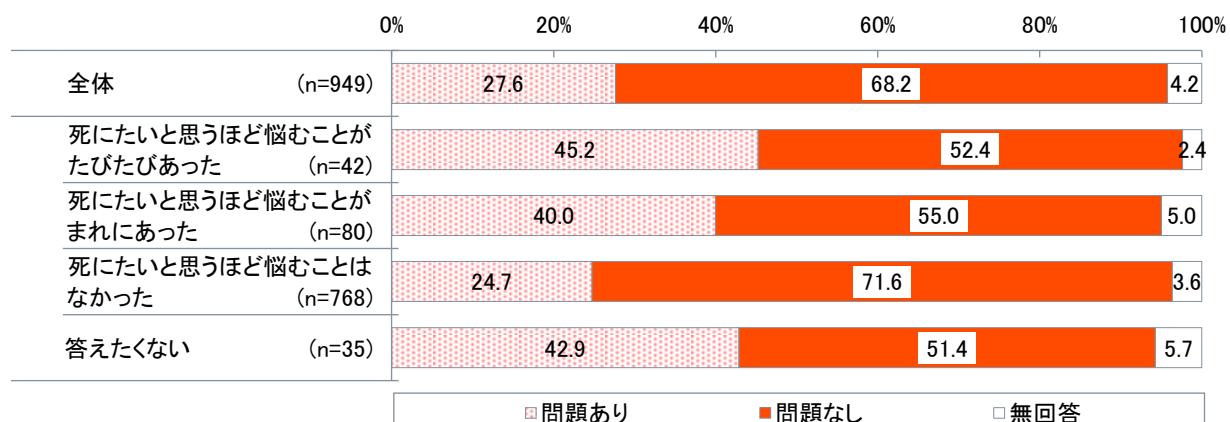
図表 29 最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた
市販薬・処方薬の大量服用・目的外使用経験の有無



図表 30 最近 1 年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた
エナジードリンク・カフェイン製剤の使用経験の有無



図表 31 最近 1 年間で「死にたい」と思うほど悩んだことの有無別にみた
ゲームによって生じた問題の有無

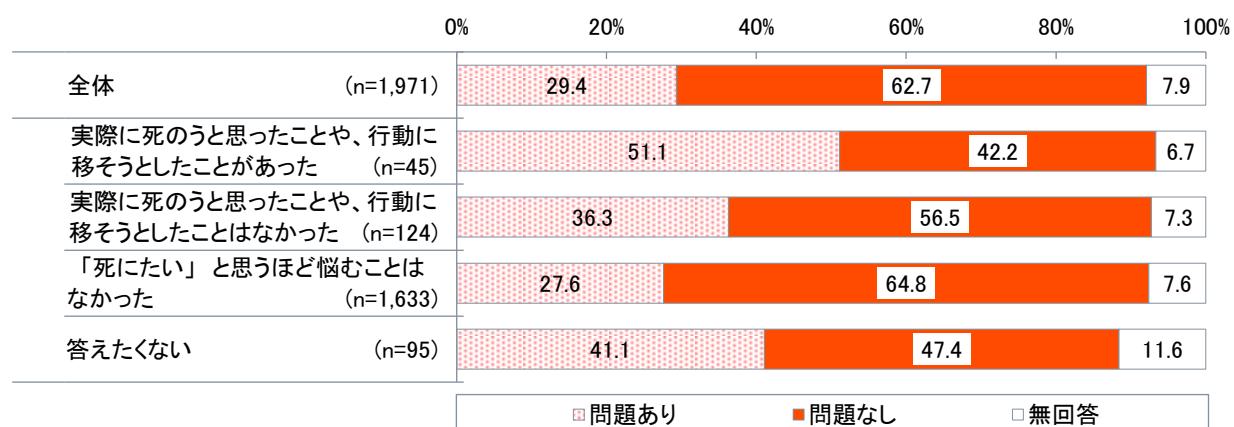


2) 自殺念慮・企図と依存の関係

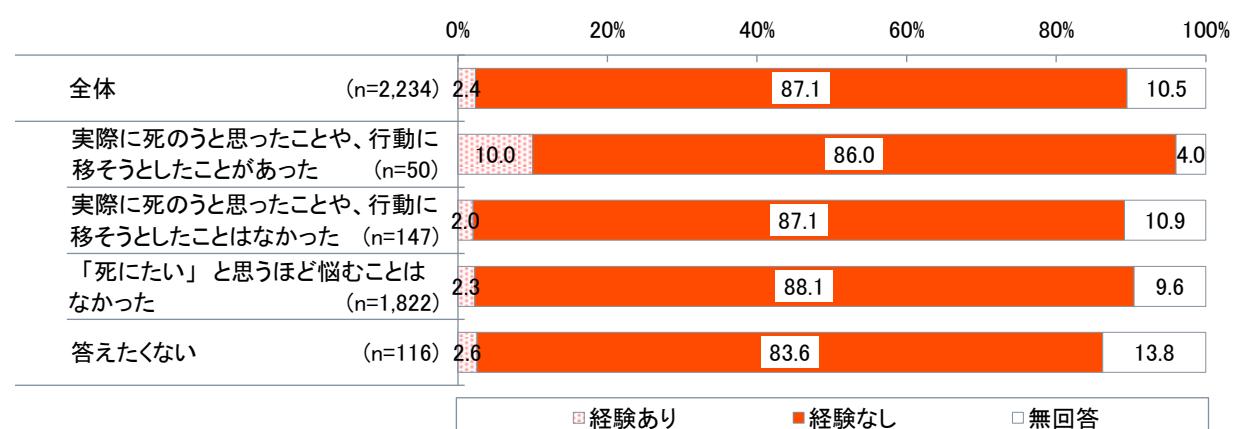
最近 1 年以内の自殺企図・念慮の有無別に、アルコール、薬物、ゲームの問題の状況をみると、飲酒により生じた問題、ゲームによって生じた問題について、「実際に死のうと思ったことや、行動に移そうとしたことがあった」人では、その他の人に比べて、「問題あり」の割合が高くなっています。

また、生涯での薬物使用経験、市販薬・処方薬の大量服用・目的外使用、エナジードリンク・カフェイン製剤の使用経験について、「実際に死のうと思ったことや、行動に移そうとしたことがあった」人では、その他の人に比べて、使用経験がある割合が高くなっています。

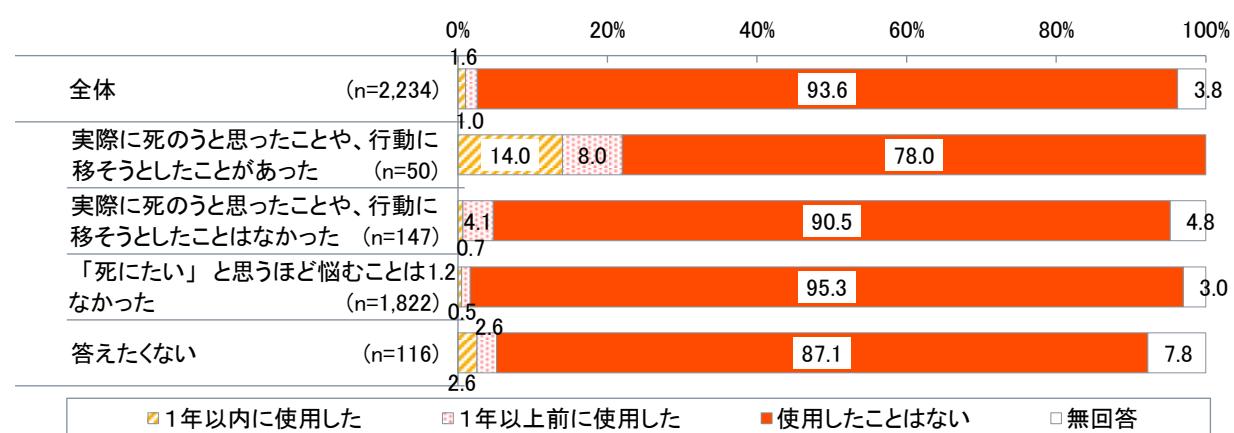
図表 32 最近 1 年以内の自殺念慮・企図の有無別にみた
飲酒により生じた問題の有無



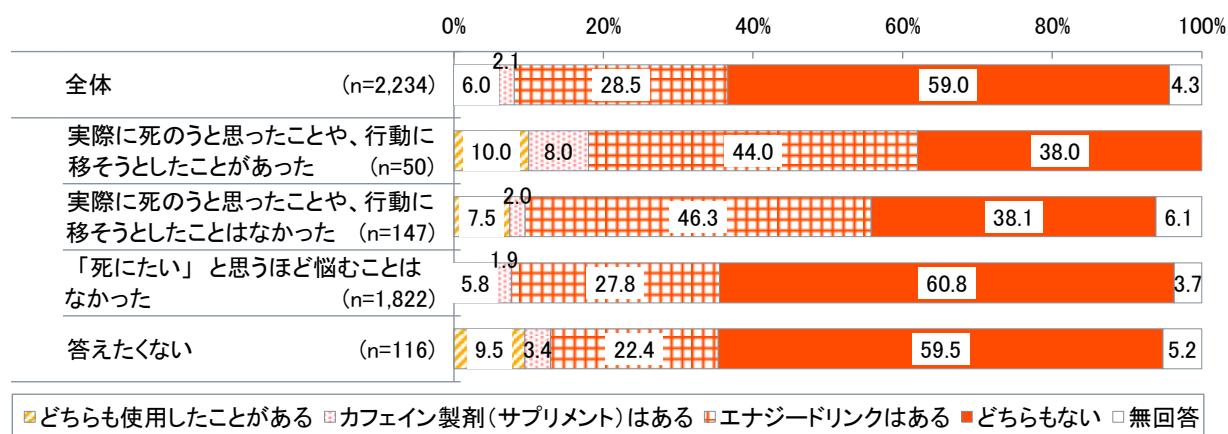
図表 33 最近 1 年以内の自殺念慮・企図の有無別にみた生涯での薬物使用経験の有無



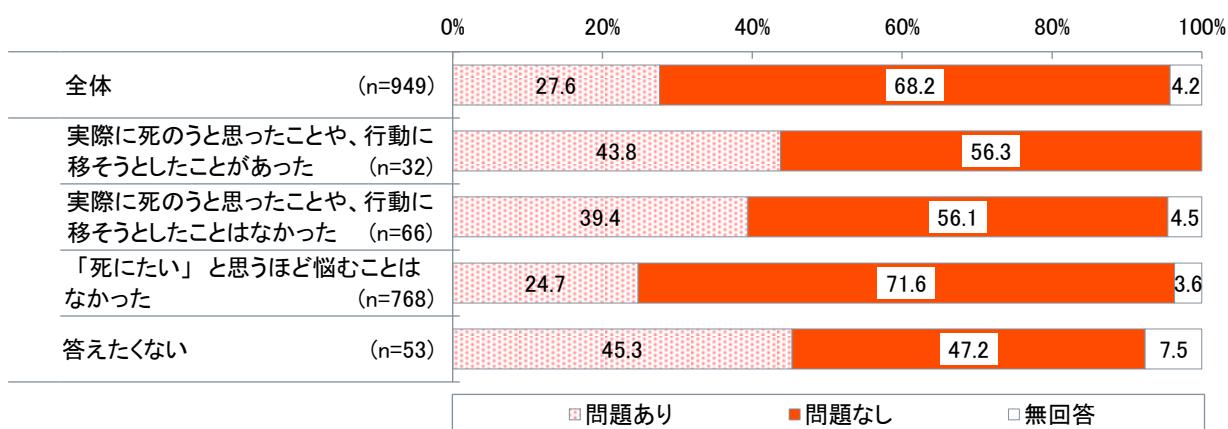
図表 34 最近 1 年以内の自殺念慮・企図の有無別にみた
市販薬・処方薬の大量服用・目的外使用経験の有無



図表 35 最近 1 年以内の自殺企図・念慮の有無別にみたエナジードリンク・カフェイン製剤の使用経験の有無



図表 36 最近 1 年以内の自殺企図・念慮の有無別にみたゲームによって生じた問題の有無

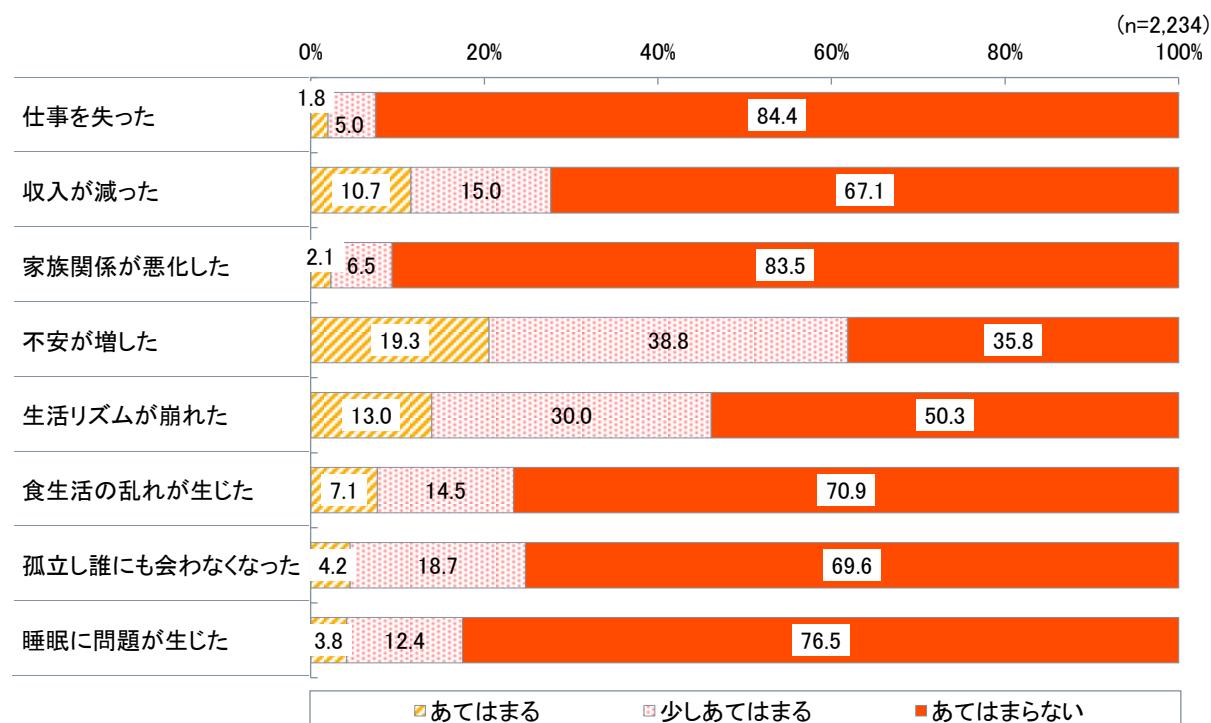


⑪ 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の影響による変化は、「不安が増した」「あてはまる」と「少しあてはまる」の合計が58.1%と最も高く、次いで「生活リズムが崩れた」43.0%、「収入が減った」25.7%となっています。

また、「孤立し誰にも会わなくなった」22.9%、「食生活の乱れが生じた」21.6%、「睡眠に問題が生じた」16.2%、「家族関係が悪化した」8.6%、「仕事を失った」6.8%など、新型コロナウイルス感染症による生活変化等が、生活や精神面に影響を及ぼしていることがうかがえます。

図表 37 新型コロナウイルス感染症の影響による変化



4. 救急告示病院における自殺未遂者の実態調査からみた現状

【救急告示病院における自殺未遂者の実態調査概要】

調査名：「救急告示病院における自殺未遂者の実態調査」

期間：令和2年11月1日から12月31日

対象：堺市内の救急告示病院25か所

調査方法：郵送による配布・回収

回収状況：25か所中16か所回答（回収率64%、有効回答率64%）

調査期間中自殺未遂者対応病院数：回答16病院中7病院

調査目的：本市では、警察、消防（救急隊）および市内救急告示病院と連携して自殺未遂者相談支援事業を実施しており、救急告示病院への実態調査をすることで、自殺対策推進計画への評価と、今後の救急告示病院との連携強化を図る上での資料とするため調査を実施しました。

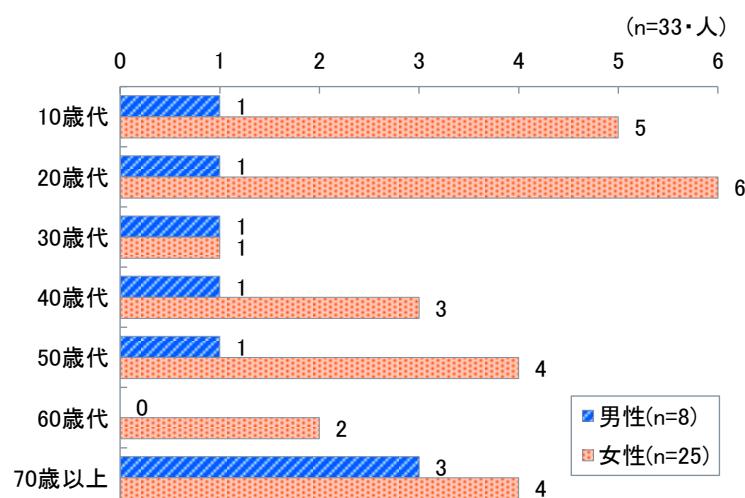
（1）救急告示病院の実態調査の結果

調査期間中に自殺未遂者への対応をした病院は16病院中7病院となっており、令和2年11月1日から12月31日までに計33名（女性25名、男性8名）への対応がありました。

① 自殺未遂者の性・年齢別延べ人数

女性では、ほとんどの年代で男性に比べて自殺未遂者の人数が多くなっています。また、の中でも10歳代、20歳代が多くなっています。

図表 38 調査期間中の自殺未遂者の性・年齢別延べ人数



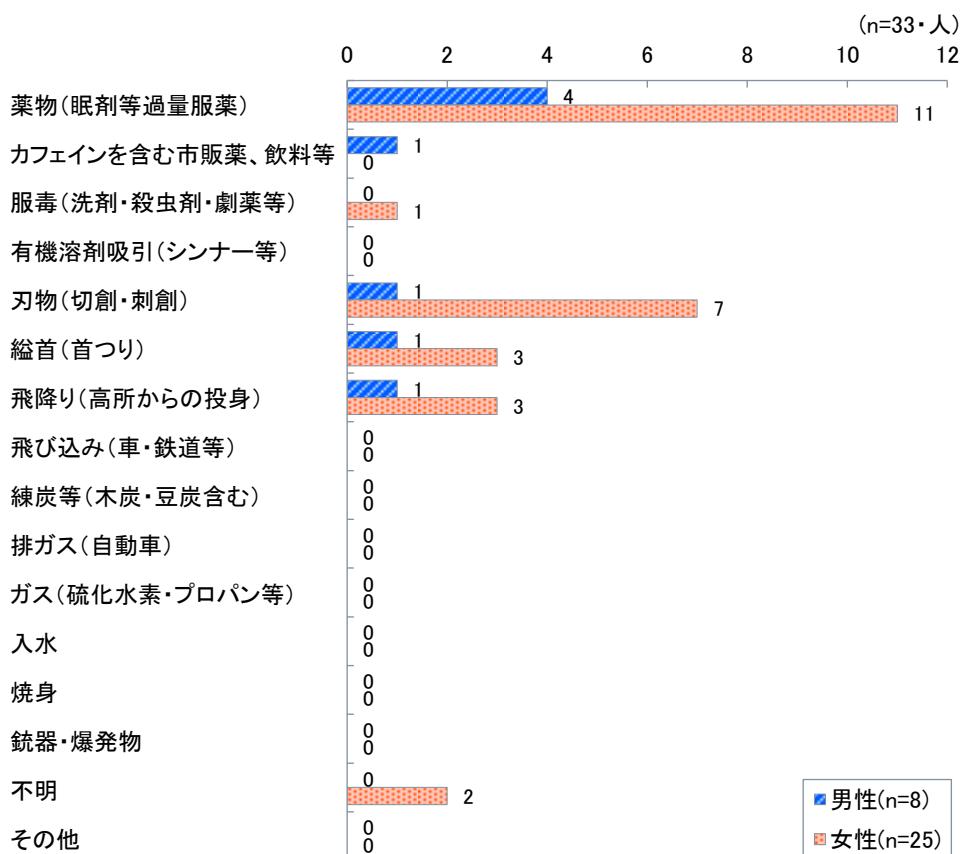
※自殺未遂者に対応した7病院で「受診に至った原因が自殺行為であるかどうか」について
「確認している」としているため、すべての数を「自殺未遂者」として計上しています。

② 自殺未遂者の状況および未遂者、家族等への対応

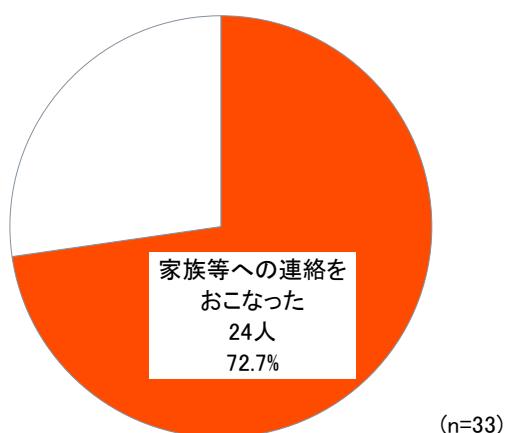
搬送時、アルコールを摂取していた人、違法薬物の影響を受けた可能性のある人が全体の2割となっています。自殺未遂の方法としては、薬物等の過量服薬（眠剤やカフェイン製剤など）が15人（45.5%）と最も多くなっています。

自殺未遂で搬送された人のうち、家族とその後連絡をとることができたのは24件で、全体の73%となっています。また、精神科以外に搬送された20件のうち、14件（70%）に精神科受診を勧めています。

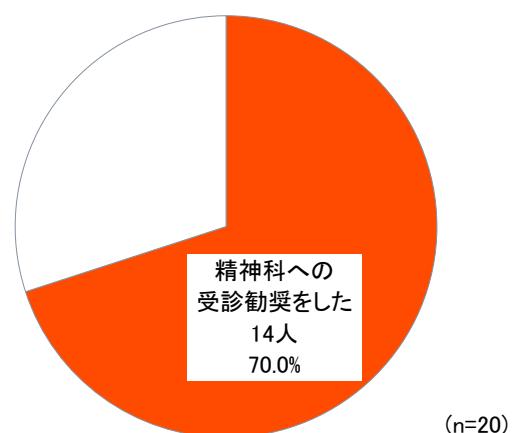
図表 39 調査期間中の自殺未遂者の自殺方法別延べ人数



図表 40 家族等への連絡をおこなった人数



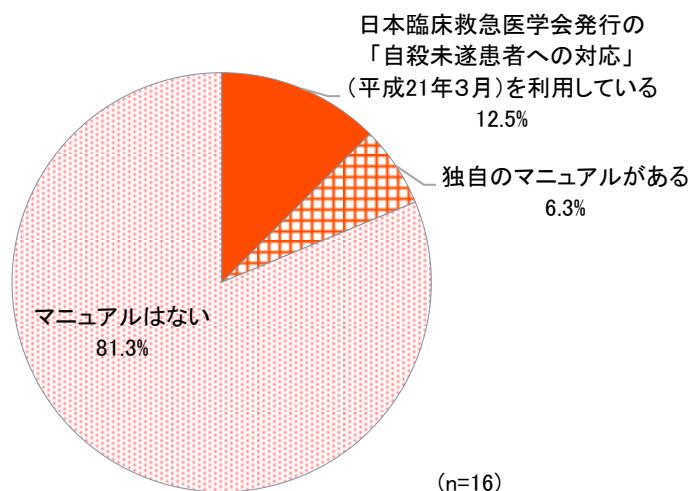
図表 41 精神科への受診勧奨をした人数



③ 自殺未遂者の対応について

自殺未遂者の対応について、「マニュアルはない」の割合が大半となっています。

図表 42 自殺未遂者への対応マニュアルの有無

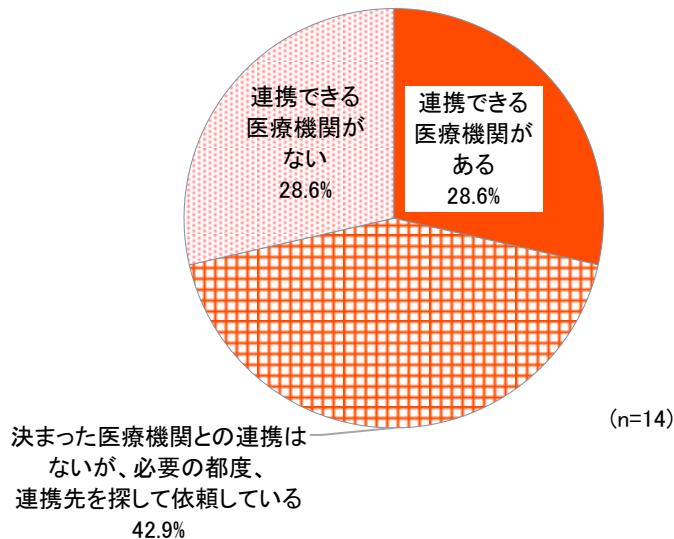


④ 医療機関・相談機関との連携

1) 自殺未遂者の治療に際して連携できる医療機関

「決まった医療機関との連携はないが、必要な都度、連携先を探して依頼している」が最も高く 42.9% (6 件)、「連携できる医療機関がない」、「連携できる医療機関がある」がともに 28.6% (4 件) となっています。

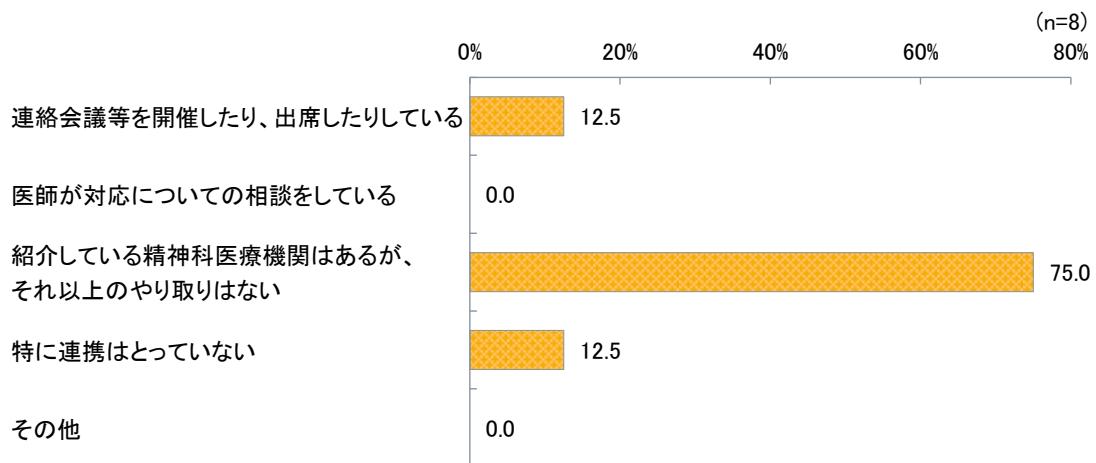
図表 43 自殺未遂者の治療に際して連携できる医療機関の有無
(直近 3 年間に自殺未遂者を診療した病院のみ)



2) 精神科医療機関との連携状況

「紹介している精神科医療機関はあるが、それ以上のやり取りはない」が 75.0%（6 件）と最も高くなっています。

図表 44 精神科医療機関との連携状況（精神科病院除く）



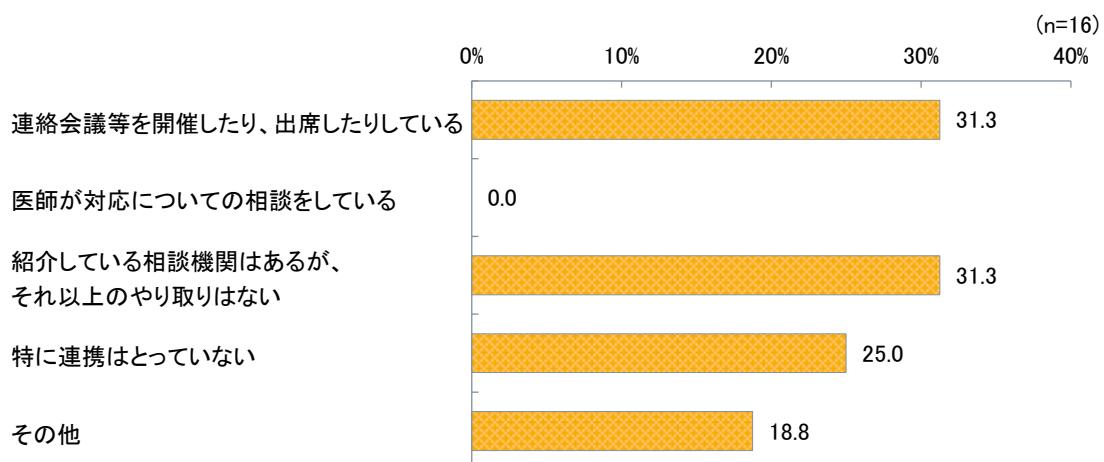
3) 精神科医療機関との今後の連携についての意見（自由記載）一部抜粋

- ・ 医師同士も必要だが、ソーシャルワーカー同士の連携をより強化できる機会があればよい。
- ・ 連絡会議など身体科、精神科お互いの状況や情報共有、相談ができる場、機会があればよい。

4) 相談機関との連携状況

「紹介している相談機関はあるが、それ以上のやり取りはない」が 31.3%（5 件）、「特に連携は取っていない」が 25.0%（4 件）となっています。

図表 45 相談機関との連携状況



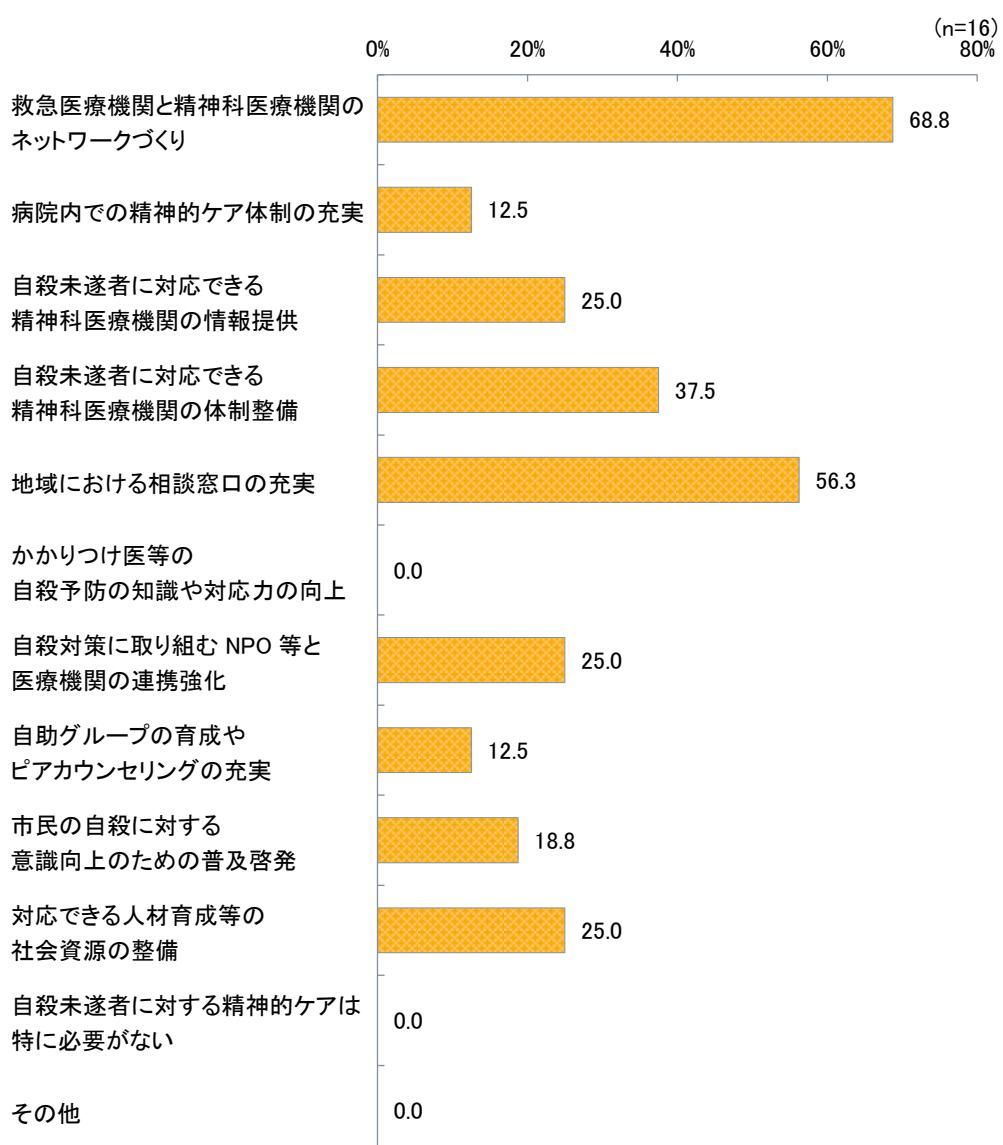
5) 相談機関との今後の連携についての意見（自由記載）一部抜粋

- 実際にあった案件をもとに、勉強会的なものを開催してもらい、相談機関とのコミュニケーションがとれる場をもうけてもらえるとよい。
- この分野における救急病院、精神科病院、相談機関、行政、警察などの連絡会があつてはどうか。
- 事例検討会などお互いに支援に関する共有ができる場があればよい。

⑤ 堺市の自殺対策事業との連携について

「救急医療機関と精神科医療機関のネットワークづくり」が 68.8%（11 件）と最も高く、次いで「地域の相談窓口」が 56.3%（9 件）となっています。

図表 46 自殺未遂者の精神的ケア体制を充実させるために必要なこと（3つまで）



5. 今後取り組むべき課題

(1) ゲートキーパーの拡充の必要性

今回の調査では、「ゲートキーパー」について、9割弱の人が知らないと答え、ゲートキーパーを「知っている」「聞いたことがある」と答えた人のうち、ゲートキーパー研修に参加したことがある人は7%程度でした。悩んだ時に相談する相手として、身近な家族や友人に相談する割合が高いことから、市民がゲートキーパーについて学ぶことのできる機会を継続して設ける必要があります。

また、さまざまな相談窓口等につながった際に、自殺予防の視点を持ち、適切な対応ができるよう関係機関・団体・行政に関しても、ゲートキーパー研修を行っていくことが重要です。

(2) 啓発活動および相談機関周知の必要性

今回の調査では、死にたいほどの悩みを抱えているにも関わらず、死にたいと相談することに抵抗感がある、相談することで迷惑をかける、相談してもその場限りの対応をされる等の理由で相談をしないという人がみられました。自死についての考えでは「防ぐことができる」と答えた人が半数以上いる一方で、「なんの前触れもなく突然に起きる」「死にたいと口にする人は死がない」「個人の問題であり、自由だ」との回答も少なくありませんでした。

また、調査では自殺対策の啓発の一環である「自殺予防週間（9月10日～16日）」「自殺対策強化月間（3月）」を知らない人が8割以上となっており、啓発活動に課題があることも浮き彫りになっています。

社会にはいまだ自殺に対しての誤解や偏見があり、社会全体の問題であるにも関わらず、個人の問題、触れてはいけない問題として、相談支援につながりにくくなっている現状があります。

「死にたい」と感じたときや不安を感じたときにためらいなく適切な窓口に相談してもらえるよう、自殺に対する正しい知識、対応についての啓発活動や相談機関の周知が必要です。

(3) 自殺の要因になり得る問題に対応する関連施策との有機的な連携の必要性

地域における自殺の基礎資料によると、自殺の原因動機として「健康問題」が最も多くなっており、そのほかにも「家庭問題」「経済・生活問題」などの問題に直面していたことがうかがえます。また、調査結果より死にたいと悩んだ原因も同じようにさまざまな問題がありました。自殺の背景にはさまざまな問題があるので、一つの施策だけでなく、関連するすべての施策が一体となり、自殺者を減らすという目標に向かって、相互の役割を發揮し連携を図ることが必要です。

(4) 高齢者および若者・女性への支援の充実

人口動態統計の自殺者の年齢別の推移や地域自殺実態プロファイルから、高齢者の自殺者の割合が高く、引き続き高齢者への対策に取り組む必要があります。

また、調査結果より若い世代の女性で死にたいと悩んでいる人の割合が高くなっていること、女性の自殺未遂者が多いこと、コロナ禍で児童学生・女性の自殺者が増えていることからも、今後は重点的に若者・女性への支援の充実を図ることが必要です。

(5) 職場のメンタルヘルス対策の支援強化の必要性

調査結果より、死にたいなどの悩みの原因として「勤務問題」の割合が高くなっています。自殺を防ぐために必要な対策として「職場でのメンタルヘルス対策」と答えた人の割合も高くなっています。また、勤労者は他と比べて、「うつ病」の症状が続いている「受診しない」人の割合が高くなっています。自殺の背景となり得る勤務問題への早期対処や経営者・勤労者に向けた「うつ病」などのこころの病気等の啓発を行っていくことが重要です。

今後も研修会や会議等を通じて職域や産業保健と連携し、職場のメンタルヘルス対策への支援を強化していくことが必要です。

(6) 自殺未遂者や家族等への対応の強化

① 救急告示病院と医療機関、相談機関との連携強化の必要性

自殺未遂者への対応においては、調査より精神科医療機関および相談機関との連携について、「紹介しているところはあるが、それ以上のやりとりはない」と回答している救急告示病院の割合が高くなっています。自殺未遂者はその後の自殺リスクが高いと考えられています。今後は救急告示病院のみならず、精神科医療機関や自殺未遂者の相談機関等それぞれの機能や役割を知る機会を設け、自殺未遂者やその家族へのきめ細やかな対応ができるような連携体制を構築していくことが必要です。

② 自殺未遂者や家族等への対応力向上の必要性

救急告示病院において、自殺未遂者の家族への連絡が取れたのは、全体の7割を超えています。自殺未遂者の家族等は、自殺の再企図に対し不安を抱えながら生活を送っていることも少なくありません。このため、自殺未遂者のみならず、家族等が孤立することのないよう、適切な支援を行うことが重要です。

そのためには、相互連携の中で、自殺未遂者だけでなく、家族等の支援に関する研修等を行う必要があります。

(7) 自死遺族等への支援強化の必要性

調査では、専門相談窓口や自死遺族のための集いについて、知っていると答えた人は1割にも満たない状況でした。このため、専門相談窓口等の周知を図っていく必要があります。

家族等の身近な人の自死は精神面への影響だけでなく、日常生活や経済等の問題も生じる場合があります。そのため、専門的な支援に加え、生活の困りごとなど包括的な支援が必要です。

(8) 依存症対策と連携した自殺予防の対策

調査より、最近1年間で「死にたい」と思うほど悩んだことが「たびたびあった」人の中で、薬物の使用経験がある、飲酒問題がある等の割合が高い状況です。また、救急告示病院の自殺未遂者実態調査では、アルコールや薬物の影響を受けている可能性のある人が未遂者の2割程度にみられており、自殺未遂の方法としても、薬物（主に処方薬、市販薬）の過量服薬などが4割近くを占めています。

自殺の背景には、依存の問題があることも視野に入れ、依存症対策との連動性のある取組を進めていくことが必要です。

第3章 自殺対策を推進するうえでの基本認識

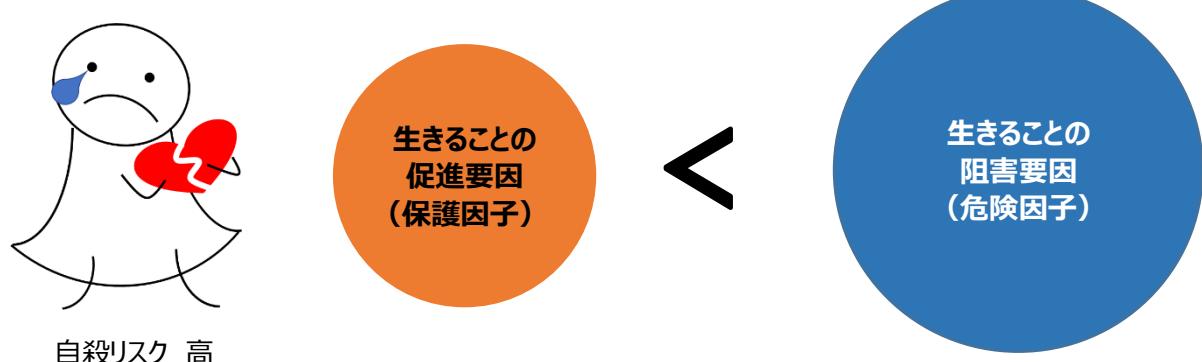
1. 基本認識について

「自殺総合対策大綱」において、自殺対策の本質が「生きることの包括的支援」にあることを念頭において、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざしていくことが示されています。本市においても、「地域は自殺予防に重要な役割を果たす」という観点から、以下の基本認識をもとに自殺対策を推進していきます。

- ①自殺は、その多くが追いつめられた末の死であり、誰にでも起こりうる危険がある。
- ②自殺は、個人の問題ではなく、防ぐことの出来る社会的な問題である。
- ③自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い。
- ④自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連動による「生きることの包括的支援」として実施されなければならない。
- ⑤自殺に対するスティグマ（誤解や偏見）は、援助を受ける際の重大な障壁となる。

2. 生きることの促進要因と阻害要因について

「自殺総合対策大綱」より、個人においても社会においても、「生きることの促進要因（保護因子）」より「生きることの阻害要因（危険因子）」が上回ったときに自殺リスクが高まると言われています。自殺対策においては、「生きることの阻害要因（危険因子）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（保護因子）」を増やす取組が必要になってきます。





○生きることの阻害要因（危険因子）について

過去の自殺企図・自傷歴、喪失体験、苦痛な体験（いじめ、家庭問題など）、職業・経済・生活問題（失業、リストラ、多重債務、生活苦、生活への困難感、不安定な日常生活、生活上のストレスなど）、精神疾患・身体疾患の罹患およびそれらに対する悩み（うつ病などの精神疾患や、身体疾患での病苦）、ソーシャルサポートの欠如（支援者がいない、社会制度が活用できないなど）、自殺企図手段への容易なアクセス、自殺につながりやすい心理状態、望ましくない対処行動、危険行動 など

○生きることの促進要因（保護因子）について

心身の健康（心身ともに健康であること）、安定した社会生活（良好な家族・対人関係、充実した生活、経済状況、地域のつながりなど）、支援の存在、利用可能な社会制度、医療や福祉などのサービス、適切な対処行動、周囲の理解 など

第4章 計画の目標

本計画では、「計画期間中にゲートキーパー研修受講者 2,000 人以上にする」「悩みを相談できるところを知っている人の割合を 80%以上にする」という指標を掲げ、その結果、「すべての市民がいのちを大切にし、きめ細かな見守りで支えあうことで、ひとりでも自殺につながる人を減らしていく（自殺死亡率 13.7 以下にする）」ことを目標とします。

本市の自殺死亡率（人口動態統計）の目標値については、「自殺総合対策大綱」の中の「令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年の全国平均と比べて 30% と減少させること」という目標に基づき、過去 3 年間（平成 25 年～27 年）の平均値 19.5 を基準値とし、令和 8 年までに 30% 以上減少させること（13.7 以下）としています。

本計画の上位計画である「堺市基本計画 2025」においても、令和 7 年までの自殺死亡率の目標値を令和 8 年の目標値達成までの途中経過として、自殺死亡率 14.2*まで減少させることを目標値としています。

図表 47 自殺死亡率の実績値と目標値

西暦	年号	自殺死亡率（全国）	自殺死亡率（堺市）	毎年下げる目標値 (四捨五入)
2013	平成25年	18.5	基準値19.5 (3年平均値)	19.5
2014	平成26年			19.3
2015	平成27年			19.8
2016	平成28年	令和8年までに、平成27年の全国平均の自殺死亡率と比べ30%減少させる	令和8年までに、平成25年から平成27年の自殺死亡率の平均値と比べ30%減少させる	18.9
2017	平成29年			18.3
2018	平成30年			17.7
2019	令和元年			17.2
2020	令和2年			16.6
2021	令和3年			16.0
2022	令和4年			15.4
2023	令和5年			14.8
2024	令和6年			14.2*
2025	令和7年	目標値13.0 (令和8年9月頃に確定値公表)	目標値13.7 (令和8年9月頃に確定値公表)	

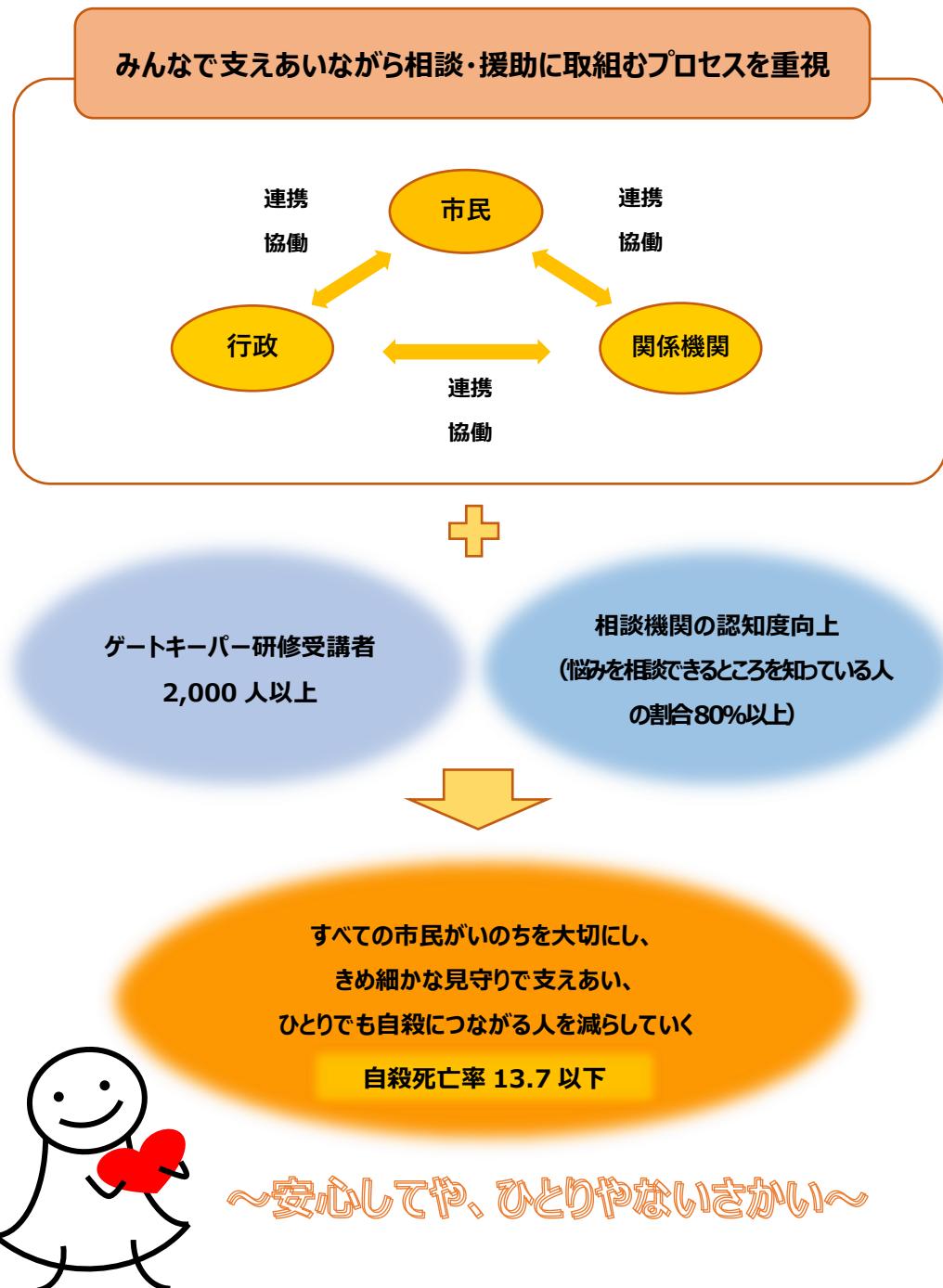
※自殺死亡率は、暦年（1月～12月）であり、確定数値は翌年の9月頃に公表されます。

※自殺死亡率は、母数となる人口が少ないほど自殺者数の増減による変動が大きいことから、

本市では3年間の平均値を基準値としています。

計画策定において、「ゲートキーパー研修受講者を増やす」「相談機関の認知度向上」「自殺死亡率の減少」を成果指標として掲げることも重要ですが、本市では自殺対策にかかるプロセス（過程）も重視しています。

本市におけるプロセスとは、市民が一人ではないと実感できる「～安心してや、ひとりやないさかい～」の実現をめざすために、不安や悩みを抱く市民それぞれに寄り添いながら、市民や関係機関・団体、行政などが支えあい、連携・協働した相談や援助に取り組むことです。



第5章 基本方針および取組の推進

基本理念、計画の目標の実現に向けて、自殺対策にかかるプロセスを重視しながら、以下4つの基本方針を掲げ、各領域の取組を推進します。



各領域の取組には、その領域における主な取組を記載しています。その中で、今後取り組むべき課題（第2章－5を参照）に関する施策を「★重点施策」としています。

また、自殺対策を推進する上で、実施することが望ましく自殺対策に結び付く施策を「基本施策」としています。

基本方針1 自殺問題に関する市民の理解の促進

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、誰かに助けを求めることが大切である一方、自殺や精神疾患への誤解や偏見があり、受診や相談にためらいや抵抗感を感じる人も少なくありません。

また、自殺の背景には、うつ病、アルコール依存症などのこころの病気やからだの病気などの健康問題、家庭問題、学校問題などが存在し、これらが複雑に絡み合い、自殺に関する問題は個人で解決しにくいものとなっています。

そのため、専門家だけでなく、身近な家族等に相談しやすい環境を作っていく必要があります。自殺を社会的な問題ととらえ、うつ病などのこころの問題や自殺に関する正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知等をより効果的に実施し、市民の理解の促進を図るための取組を推進します。

(1) うつ病などのこころの病気や自殺問題に関する啓発の推進

- 市民に対し、精神保健福祉やうつ病予防等自殺やうつ病などの精神疾患、精神保健福祉について身近に感じてもらうために、様々な機会を捉えて、情報提供や知識の普及啓発、相談窓口の周知を推進します。
- 自殺予防や精神保健福祉等に関する市民の理解を図るため、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、重点的に普及啓発活動を行います。

【主な取組】

- ・自殺予防週間（9月）および自殺対策強化月間（3月）における啓発活動（★重点施策）
(ポスター掲示、懸垂幕掲揚、パネル展示、SNS 等での啓発、ホームページ掲載 等)
- ・依存症対策における自殺予防に関する啓発の実施（★重点施策）
- ・相談機関一覧の発行（★重点施策）
- ・ホームページ等での啓発の充実（★重点施策）

（2）自殺統計の分析と情報提供等の充実

○効果的な自殺対策につなげるための実態把握および情報収集を推進しながら、本市における自殺の実態についてホームページ等を通じて市民に対し情報提供を行い、自殺に関する理解が深まるよう取り組みます。

【主な取組】

- ・自殺に関する統計資料等に関する分析（★重点施策）
- ・本市における自殺の現状等情報提供体制の充実（★重点施策）

基本方針 2 自殺予防のための環境の充実

自殺は多種多様な要因が複雑に関係して発生しています。そのため、保健、医療、福祉、教育、労働など、その他関連施策との連動による「生きることの包括的支援」として、自殺対策を実施する必要があります。

本市では、行政をはじめとした各関係機関・団体と連携し、学校や職域、地域における取組の推進を図り、自殺予防のための環境を充実させていきます。

（1）職域における取組体制の充実

○いきいきと働く職場づくりを実現するため、堺市医師会、堺地域産業保健センター、堺商工会議所等と連携し、研修会を開催するなど、普及・啓発を図り、経営者等が率先してメンタルヘルス対策に取り組めるよう支援します。

○労働者および雇用主を対象に、労働条件その他労働契約上で生じた労働問題に対する相談に対応することなど、職場での問題を相談できる場の提供を推進します。

【主な取組】

- ・職域連携事業（★重点施策）
- ・労働相談事業（基本施策）
- ・経営相談事業（基本施策）

(2) 学校における取組体制の充実

- 児童・生徒が自分自身の大切さを自覚することや、SOSの出し方や自らを守るためにスキルを身につけることなど、児童・生徒の自殺を予防することを念頭に置いた教育プログラムの充実を図ります。また、これらを実施するにあたり、教職員に対する研修を通じて、教職員の資質向上を図ります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が児童・生徒や保護者への相談活動、教職員への助言等を実施したり、関係機関や地域とのネットワークを活用したりすることで、いじめ、不登校、問題行動等の未然防止・状況の改善を図ります。
- SNSを活用した、いじめや学校生活に関することなどの相談窓口の設置や、学校での悩み等について、児童・生徒や保護者からの相談を電話で24時間受け付けることで、問題の早期発見に向けた取組の充実を図ります。

【主な取組】

- ・いじめ・暴力防止（CAP）プログラム事業（★重点施策）
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業（★重点施策）
- ・生徒指導支援事業（★重点施策）

(3) 地域における取組体制の充実

- 地域包括支援センターなど高齢者の相談支援を実施する関係機関との連携やゲートキーパーとなりえる支援者の拡充などを通じ、うつや認知症の症状のある高齢者の早期発見・早期対応に努めます。
- 地域において、地域会館等の校区内の身近なところや行政機関、各関係機関等に「情報交換・相談・集いの拠点」をつくることで、人のつながりをつくり孤立を防ぎ地域での生活の環境整備を図ります。
- 子育てと介護の両立が必要な世帯のためのダブルケア相談窓口について、関係機関や認定こども園等へ周知活動を推進するなど、関係機関との連携を図ります。

【主な取組】

- ・校区ボランティアビューロー設置事業（★重点施策）
- ・高齢者総合相談支援事業（★重点施策）
- ・ダブルケア支援（基本施策）

基本方針 3 自殺の要因軽減のための支援体制の強化

自殺の要因を軽減するためには、行政、関係機関・団体、市民みんながゲートキーパーとなり連携することで、生きることの促進要因（保護因子）を増やして、生きることの阻害要因（危険因子）を減らすための取組が必要です。

本市では、ゲートキーパー研修等を通じて人材の養成を図り、自殺の要因軽減のためにとぎれのない支援体制を強化していきます。

(1) 人材の養成および支援者に対する支援

- 市民をはじめ、関係機関・団体、市職員、それぞれが身近な相談役（ゲートキーパー）となれるよう、市民向けと相談機関向けに研修内容の見直しと改善を図り、より効果的な研修を実施します。
- ゲートキーパーとしての役割を担う市民をはじめ、保健、医療、福祉、教育、労働など市内相談支援機関の担当者等が対応に苦慮し孤立することのないよう、これらの支援者に対する支援を推進します。
- ICTを活用したゲートキーパーの普及、支援関連情報の提供を推進します。

【主な取組】

- ・ゲートキーパー研修（★重点施策）
- ・相談機関研修（基本施策）

(2) 相談支援体制の充実

- うつ病や依存症などの精神疾患や日常生活における様々な悩みを抱え、自殺の危険性が高まっている人の早期発見に努め、またこれらの人々が適切な支援や精神科医療を受けられるよう支援体制の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ・薬物・ギャンブル等依存症専門相談事業（基本施策）
- ・おおさか精神科救急ダイヤル（基本施策）
- ・精神保健福祉相談（基本施策）
- ・女性の悩み相談（基本施策）
- ・男性の悩み相談（基本施策）

(3) 生活状況や心身の状態に応じた支援の強化

- 家庭環境や生活状況、心身の状態、新型コロナウイルス感染症のような災害等、社会的要因を含む様々な要因により自殺の危険性が高まっている人に対する社会的な支援を強化し自殺の防止を図ります。

【主な取組】

- ・生活困窮者自立相談支援事業（基本施策）
- ・堺市ユースサポートセンター事業（基本施策）
- ・難病患者支援センター事業（基本施策）

基本方針 4 自死遺族等および自殺未遂者等への支援強化

自殺未遂者が自殺を再企図する可能性は高く、また自殺未遂者の家族等は、自殺の再企図を防ぐすべについて十分な情報や支援が得られないまま、自殺の再企図に対し不安を抱えながら生活を送っていることも少なくありません。

本市では、自殺未遂者およびその家族等に対するとぎれのない支援を継続します。また、自死により遺された人に自死の連鎖が起こらないよう、自死遺族等への支援を強化します。

(1) 自死遺族等への支援

○遺族に対して悲嘆的状況のケアや社会復帰支援のために、心理的なカウンセリング等の必要な支援を行い、二次的な自死の防止や悲嘆的状況からの回復をめざす支援を推進します。また、経済問題など日常生活を送る上で問題について必要な情報を提供、関係機関と連携する等、遺族等の支援を推進します。

○自死遺族等のための自助グループなどへの支援および連携を図り、啓発活動を通じて自死遺族等のための情報などを発信します。

【主な取組】

- ・自死遺族相談支援事業（★重点施策）
- ・自死遺族等のための自助グループなどの連携や支援（★重点施策）
- ・自死遺族等のための情報提供の推進（★重点施策）

(2) 自殺未遂者等への支援

○自殺未遂者やその家族等への支援について、自殺未遂に至った背景や原因を整理し、適切に対応していくことで、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための相談支援を推進していきます。またこれらに取組むにあたり、警察、消防、救急医療機関、精神科医療機関、各相談機関等とのさらなる連携の強化を進めています。

○自殺の要因は多岐にわたるため、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策と連動し、包括的な支援に取り組みます。

○自殺未遂者やその家族等への支援等に係る支援者に対して、対応に苦慮することのないように研修等を開催し、対応についての理解の向上を進めています。また、自殺未遂者等への対応で孤立しないようにするために、支援者への支援について推進していきます。

また、既遂事例に遭遇した関係者の心理的衝撃は大きく、支援者の燃えつきを防ぐために、支援者へのニーズに応じたケアと総合的な支援を推進します。

【主な取組】

- ・いのちの相談支援事業（★重点施策）
- ・自殺未遂者ケア研修（★重点施策）
- ・関係機関との連携会議の実施（★重点施策）

第6章 推進体制

1. 推進主体と連携

本市では、本計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、庁内関係部局による「自殺対策庁内連絡会」を中心として、各分野の連携により、本計画に基づく取組を推進します。また、「堺市自殺対策連絡懇話会」において意見を聴取し、自殺を取り巻く社会状況の変化をとらえながら柔軟性のある施策を推進します。

(1) 堺市自殺対策連絡懇話会

本市における自殺対策を実施するにあたり、医師、学識経験者等から専門的な意見を聴取するため設置している「堺市自殺対策連絡懇話会」において、専門的見地によるご意見をいただきながら、本市の自殺対策について引き続き検討していきます。

(2) 自殺対策庁内連絡会

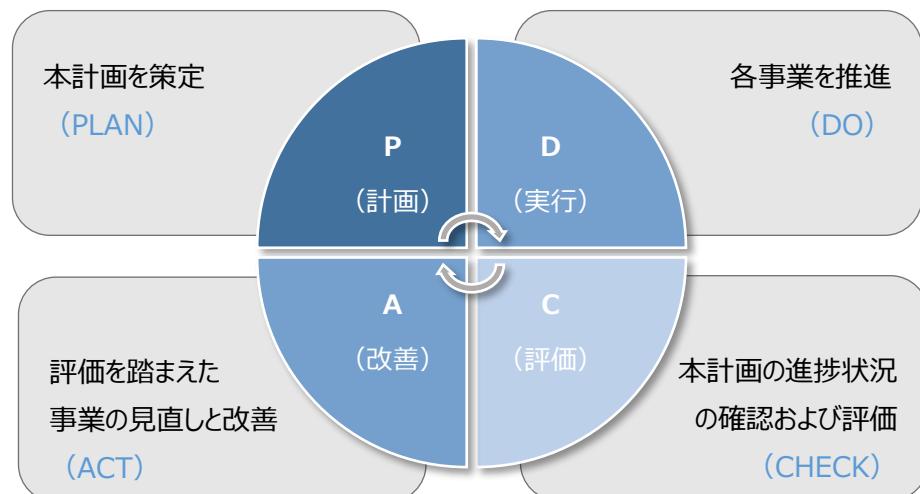
自殺対策においては、健康、福祉、教育、労働、消防など、各分野との協働による一体的な取組が必要であるため、「堺市自殺対策連絡懇話会」のさらなる連携を強化し、より実効性の高い取組を推進します。

(3) 関係機関や民間団体との連携強化

自殺対策の取組においては、行政機関だけでなく、医療関係機関、報道機関、法律関係機関、労働関係機関、社会福祉協議会、民生委員児童委員連合会、事業主、民間団体など、様々な実施主体がそれぞれの役割を担っています。このため、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働を深めるため、相互に情報交換を図る場や機会を充実し、より効果的な施策の推進に努めます。

2. 進捗管理

本計画で掲げた施策を効率的・効果的に推進していくため、PDCAサイクルを機能させ、本計画の進捗管理を行います。本計画を策定し、それに基づいて各事業を推進します。そして、各事業の実施状況を毎年把握し、「堺市自殺対策連絡懇話会」および「自殺対策庁内連絡会」において、本計画の進捗状況の確認および評価を行い、評価を踏まえた事業の見直しと改善に努めます。



資料編

○用語集

自殺死亡率	人口 10 万人あたりの自殺者数を表しています。 (自殺者数÷人口×100,000 人)
自殺予防週間	「自殺対策基本法」において、自殺に関する誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することや支援策を重点的に実施するため、9 月 10 日から 9 月 16 日まで期間までを自殺予防週間と定めています。
自殺対策強化月間	「自殺対策基本法」において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、相談事業および啓発活動を実施するため、例年、月別の自殺者数が最も多い 3 月を自殺対策強化月間と定めています。
自死	法律用語・医学用語として使用される「自殺」という言葉は、亡くなられた方や遺族、未遂者の尊厳を傷つけることがあると指摘する意見もあります。自殺は「追い込まれた末の死である」という認識から、特に遺族支援の分野では「自死」という言葉を用いています。
ステイグマ	「自殺することは恥ずかしいことである」というような、個人が拒絶され、差別され社会の多くの異なる分野に参加することを排除される、恥や不満のレッテルを貼られるなど、偏見や差別を生み出す考え方です。
いのち支える自殺対策推進センター	「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究およびその成果の活用等の推進に関する法律」に基づく、厚生労働大臣指定法人です。国や地方公共団体、自殺対策に関する活動をする民間団体等が自殺対策を推進していくために、実態調査や分析、情報提供、研修開催などを実施しています。
地域自殺対策推進センター	全国 47 都道府県並びに 20 政令指定都市に設置され、地域における自殺対策のエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理、検証等への支援を行っています。
救急告示病院	「救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）」に基づき、都道府県知事が認定し、告示された病院のことをいいます。救急隊によって搬送される傷病者に関する医療を担当し、医師、設備、病床について要件があります。
スクールソーシャルワーカー	専門的な知識・経験に基づいて堺市立学校園に在籍する児童生徒の学習環境の調整および相談活動を行う者です。
スクールカウンセラー	臨床心理に関して高度な専門知識および経験を有し、児童生徒、保護者および教職員からの相談を受ける者です。
既遂	原因や経過を問わず、結果的に自死に至ってしまったことをさしています。

○法律、計画等の概要

自殺対策基本法	自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律。2006年6月21日に公布、10月28日に施行されました。この背景には、2000年以降自殺者数が毎年約3万人を超えており（警察庁統計資料による）現状があります。 基本理念として、自殺対策が社会的な取り組みとして実施されなければならないこと、国や地方公共団体、医療機関などの各団体が密接に連携しなければならないことなどを掲げています。
自殺総合対策大綱	平成19(2007)年6月には、自殺対策基本法に基づいて政府が推進すべき自殺対策の指針を示した「自殺総合対策大綱」が策定されました。
市長村自殺対策計画策定の手引き	平成29年7月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱において、国は自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされていることから、「市町村自殺対策計画」の策定に関する標準的な手順と留意点などをとりまとめたものです。
堺市基本計画2025	目まぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉え、将来にわたって持続可能な都市経営を推進することを目的に、今後5年間に堺市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画です。
健康さいかい21（第2次）	健康増進法の目的・基本理念を踏まえ、同法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として、2019年度から2023年度までの5年間を実施期間とする堺市民の健康寿命の延伸を目標に策定された計画です。
堺市依存症地域支援計画	国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき、堺市での依存症対策を総合的に推し進めるため、今後5年間を実施期間とする依存症の発生、進行、再発の各段階での予防の取組を推進するため策定された計画です。
持続可能な開発目標（SDGs）	2015年の国連サミットで採択された国際社会の普遍的目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現するため、2030年を年限とする17のゴール、その下に169のターゲットが定められており、すべての国およびステークホルダーが取り組むべき目標とされています。



○自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策
計画等（第十三条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二
十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広かつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるように

しなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わつた後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不當に侵害することないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域

の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機

会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。__

○堺市自殺対策連絡懇話会関係資料

堺市自殺対策連絡懇話会開催要綱

令和3年4月1日制定

1 目 的

自殺対策について、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市自殺対策連絡懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

(1) 自殺対策に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する15人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する

- (1) 医師、保健師その他これらに類する者
- (2) 学識経験者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 教育関係者
- (5) 警察その他の行政機関に属する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の定めるところによる。

7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 開催期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間とする。

9 庶 務

懇話会の庶務は、精神保健課において行う。

令和3年度 堺市自殺対策連絡懇話会委員名簿（50音順）【敬称略】

	あきもと 秋元 さつき	堺市民生委員児童委員連合会 理事
	いいだ ようこ 飯田 陽子	堺市医師会（堺地域産業保健センター）
	えぐち まさお 恵口 政男	認定NPO法人国際ビフレンダーズ 大阪自殺防止センター 所長
	かさい のぶひと 葛西 信均	大阪府北堺警察署 生活安全課長
	くまもと えいすけ 隈元 英輔	堺経営者協会 専務理事 事務局長
	さとう まどか 佐藤 まどか	カウンセリングスペース「リヴ」
	しむら まさし 志村 雅史	堺労働基準監督署 副署長
	たなべ よしみ 田邊 良己	堺市医師会（産業保健担当）
	なかむら よしあき 中村 芳昭	堺市医師会（精神科医会担当）
座長	なしたに たつや 梨谷 龍也	大阪府臨床心理士会 会長
職務代理	ひらの たかのり 平野 孝典	桃山学院大学 社会学部 准教授
	べいか しの 米花 紫乃	地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター
	やまだ はるひこ 山田 治彦	大阪弁護士会 山田・長田法律事務所

※令和4年3月現在

関係者 健康福祉局健康部 こころの健康センター所長
 教育委員会事務局学校教育部長
 消防局警防部長

○堺市自殺対策庁内連絡会（庁内部署一覧）

局	部	課
市民人権局	市民生活部	市民人権総務課
子ども青少年局	子ども青少年育成部	子ども企画課
子ども青少年局	子ども相談所	家庭支援課
産業振興局	商工労働部	雇用推進課
教育委員会事務局	学校教育部	生徒指導課
教育委員会事務局	教育センター	企画相談課
消防局	救急部	救急課
健康福祉局	生活福祉部	地域共生推進課
健康福祉局	生活福祉部	生活援護管理課
健康福祉局	長寿社会部	長寿支援課
健康福祉局	健康部	健康医療推進課
健康福祉局	健康部	こころの健康センター【事務局】
健康福祉局	健康部	精神保健課【事務局】

※令和4年3月現在

○策定経過

堺市自殺対策連絡懇話会

	開催年月日	議題
第1回	令和3年7月 (書面開催)	・堺市自殺対策推進計画（第3次）骨子案および構成案について
第2回	令和3年8月27日	・堺市自殺対策推進計画（第3次）素案について
第3回	令和3年10月4日	・堺市自殺対策推進計画（第3次）案について
第4回	令和4年2月 日 ※日程決まれば追記	・パブリックコメント結果について ・堺市自殺対策推進計画（第3次）案について

堺市自殺対策庁内連絡会

	開催年月日	議題
第1回	令和3年7月 (書面開催)	・堺市自殺対策推進計画（第3次）骨子案および構成案について
第2回	令和3年9月29日	・堺市自殺対策推進計画（第3次）案について
第3回	令和4年2月 日 ※日程決まれば追記	・パブリックコメント結果について ・堺市自殺対策推進計画（第3次）案について